

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
1	施策22 防災都市づくり	木造住宅密集地区における老朽木造住宅の建替えや道路・公園等公共施設の整備、及び地区計画等による道路・公園等の整備にかかる成果指標が取り上げられていないが、施策の成果指標の設定として適切か	木造住宅密集地区における老朽住宅の建替え等については、事務事業では成果指標としていますが、規制と誘導によるまちづくりは非常に時間を要するため、まちづくり誘導期間などでは指標設定と効果分析は困難です。施策の評価としては、より分かりやすい指標として、現在お示した指標を選択したものです。	地域整備課
2	施策22 防災都市づくり	総合評価がBとなっているが、建築物等耐震化支援事業等、十分な成果をあげていない事業があることから、客観的評価として、どうか	建築物等耐震化支援事業は、18年度から事業を大幅に拡充し、新たに耐震補強工事等助成制度を設けましたが、制度の認知度が広がるまでに至らなかったため、助成の実績は不十分でした。しかし、耐震補強工事の必要性の周知や、予備耐震診断等は概ね予定していた件数に達するなど成果を挙げています。このため、概ね予定していた成果があったものと考えます。	地域整備課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
3	施策22 防災都市づくり	道路や広場の整備はどうだったのか	<p>* 広域避難場所に隣接した百人町三・四丁目地区では、地区計画に基づき道路や公園を整備しています。</p> <p>・道路 都営住宅の建替えに伴い、東京都都市整備局により区画街路1号・4号が整備されました。(平成15～17年度) 区では、19年度に区画街路11号(新設部分)を整備予定です。</p> <p>・ポケットパーク 7年度、8年度に16箇所(2133.73㎡)、17年度に3箇所(503.23㎡)、18年度に5箇所(687.11㎡)を整備しました。 また、19年度には5箇所(548.57㎡)を整備する予定です。</p> <p>* 都市防災機能の向上を図っている地区では、次のとおり整備しています。</p> <p>・道路 北新宿地区で約134㎡、若葉・須賀町地区で約247㎡の整備をしています。</p> <p>・公園・広場 北新宿地区で約90㎡(1箇所)の整備をしています。</p>	地域整備課 道とみどりの課
4	事業80 都市防災機能の向上	支援の内容について 補助金は効果的か	たとえば若葉地区において2件の共同建替えが事業化するなど、補助金によるまちづくりの誘導は、共同建替えを誘導し促進させる点から効果的な支援策と考えます。	地域整備課
5	事業80 都市防災機能の向上	木造住宅密集地区整備促進事業の補助事業採択対象基準は、どうなっているか	別添「密集市街地の建替え助成」2ページのとおり、個別、協調、共同、認定建替えに応じ補助要件を適用して補助採択します。	地域整備課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
6	事業80 都市防災機能の向上	国や都における木造住宅密集地区整備促進事業の成果指標や達成状況等は、どうなっているか	都は、木造住宅密集地区整備促進事業の行政評価を平成12年に実施しています。その際の成果指標は、18年度までに老朽木造建物棟数率30%、不燃領域率40%の達成を掲げています。老朽木造建物棟数率や不燃領域率は、5年ごとに実施される土地利用現況調査により把握するものであり、区の毎年度における成果指標にはなじまないものと考えます。区では、そのため防災性の向上の観点から住宅戸数と道路整備量を指標とし事業実績により達成状況を評価しています。	地域整備課
7	事業80 都市防災機能の向上	若葉・須賀町地区で進み、北新宿二丁目や上落合三丁目地区で進まない事情は何か	若葉・須賀町地区においては、補助事業と建築制限により事業の推進を図っています。また、地元権利者で組織する「まちづくり推進協議会」が設立され、区との協働によるまちづくりを進めています。地元権利者の同意と協力が前提となる任意の事業ですので、北新宿・上落合の両地区でのまちづくり組織がなかったことや解散してしまったことも影響していると考えます。	地域整備課
8	事業80 都市防災機能の向上	北新宿二丁目や上落合三丁目地区について、地区計画制度や新防火地域制度等でそれに代替する成果が期待できるのか	地区計画による道路・公園の配置や建築物の制限及び新防火地域の指定による準耐火以上への構造制限により、建築物の更新による不燃化の促進が期待できます。	地域整備課
9	事業80 都市防災機能の向上	16～18年度の実績がほとんど変化していないのはなぜか	まちづくりの組織づくりから共同建替えの実現までには、時間を要します。当該3か年度においては、1地区において共同建替えが実現しており、19年度末で完成予定です。指標としては、住宅供給戸数の実績数値として来年度に成果が現れるものです。	地域整備課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
10	事業80 都市防災機能の向上	他の地区の個別建替えや不燃建替えには、どんな支援があるのか	密集市街地での不燃建替え支援策としては、「都心共同住宅供給事業」による共同建替え事業助成があります。また、密集市街地における市街地再開発事業に対する助成なども、面的開発による居住環境改善の支援策といえます。なお、木造住宅密集地区整備促進事業以外での個別建替え支援はありません。	地域整備課
11	事業80 都市防災機能の向上	居住・所有者の高齢化に伴い、不燃化や耐震補強工事をしたがらない居住者にどう対応しているのか	まちづくりの勉強会へのまちづくり相談員の派遣や延焼シミュレーションのデモなどで、共同建替えなどによるまちづくりの必要性を啓発しています。また、建築なんでも相談会など多くの機会をとらえて、耐震化支援事業の周知・普及を図っているほか、19年度には「誰でもできるわが家の耐震診断」リーフレットの全戸配布を行っています。このように、高齢者を含めた地域全体に対し、不燃建替えや耐震補強などによる密集市街地の改善を提案しています。	地域整備課
12	事業81,82の百人町三・四丁目地区の取組みについて	目標設定について 何をめざしているのか	広域避難場所に指定された百人町三・四丁目地区において、道路や公園を整備することにより、災害時の避難場所機能強化と日常の良好な居住環境の確保を目指すものです。 現在、当地区では住宅市街地総合整備事業の拠点的開発事業である都営住宅の建替え事業と地区計画の促進による道路・公園整備によるまちづくりを進めています。都営住宅の建替えは20年8月で完了しますので、達成すべき目標として、地区計画の目標である道路・公園整備を掲げたものです。	地域整備課 道とみどりの課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
13	事業81, 82の百人町三・四丁目地区の取組みについて	公園整備が進んでいる反面、区画街路の整備が大幅に遅れているが、総合評価がBというのは、どうか	現在、当地区での道路整備は、地区計画による誘導としており、区自らが目標を設定して積極的に整備を図るものではなく、地区内の建築計画に合わせて用地を確保し、整備を目指しています。一方、17年度から再開した公園整備計画と、拠点の開発事業の一つである都営住宅の建替えは順調に進捗しており、両事業は所期の目的を達成します。よって、総合的に「概ね予定どおり」と判断しているものです。	地域整備課 道とみどりの課
14	事業81, 82の百人町三・四丁目地区の取組みについて	区全体として、広域避難場所の機能強化の事業は、どうなっているか	各避難場所に対応する応急給水槽の整備・保守を東京都が行っています。区においては、広域避難場所に指定されている区立施設へ、災害用トイレ接続口の設置を進めています。	地域整備課 危機管理課
15	事業81, 82の百人町三・四丁目地区の取組みについて	百人町三・四丁目地区が都の地域防災計画で広域避難場所に指定された経緯とその蓋然性は	広域避難場所は、大火災の輻射熱から一時的に退避する場所として、周辺の耐火構造物の状況等を考慮し指定されます。百人町三丁目地区についても、不燃建造物が多いこと、輻射熱を考慮した避難有効面積が確保できること等一定の条件を満たしており、東京都が指定しています。なお、平成20年の広域避難場所の見直しでは、都営住宅の建替えが終了する百人町四丁目地区についても拡大指定される予定です。	危機管理課
16	事業81, 82の百人町三・四丁目地区の取組みについて	当地区はかなり建替えが進んでいるのに、道路用地や整備地区として買収を進めている。居住環境は改善されて居住者の資産価値は向上するが、他の同種の支援とバランスを欠いているのではないか	沿道の建替えに合わせた道路整備は、地区計画に定める地区施設整備の促進として有効な手法です。また、居住環境改善は、地域の防災性向上とともに当地区の地区計画の目標としているところです。なお、資産価値の向上は、当地区に住み続けたいと願う区民にとっては、税負担の上昇などの要因でもあり、バランスを欠くものとは考えていません。	地域整備課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
17	事業81,82の百人町三・四丁目地区の取組みについて	区全体における地区計画に基づく道路・公園整備の目標と達成状況は、どうなっているか	地区計画は、地区の特性に応じたまちづくりを地区ごとに都市計画として定めるもので、区全体として道路・公園の整備目標水準を定めているものではありません。地区ごとの地区計画の中で、例えば市街地再開発事業による「開発型」で、地区内の道路・公園整備などが図られたり、沿道の建替え等の機会を捉えた「修復型」で道路整備を実現したりする地区などがあります。百人町三・四丁目地区では、道路整備は「修復型」で行っていますが、都営住宅の建替えに併せた沿道整備により整備率は70%を超えました。また、公園整備は、19年度末で、整備率100%を達成しますので、今後新たな公園用地取得は行いません。	地域整備課
18	事業82 百人町三・四丁目地区の道路・公園整備	地区計画で区画街路3・5号線建設のため、建築物の更新と併せて用地取得を推進するという事業の目的は、見直すべきではないか	区画街路5号線については、これまで、かなりの用地買収が進んでおり、次期実行計画で、残りの部分について積極的に用地買収を進める予定です。なお、3号線については、5号線の進捗を見守りながら、当面、建築物の更新に併せて用地取得を進めます。	地域整備課 道とみどりの課
19	事業86 安全・安心な建築物づくり	国や都の工事完了検査率や中間検査率、定期報告書の報告率の成果目標は、どのように設定されているか。本来は100%であるべきではないか	東京都建築物安全安心実施計画では完了検査率は90%、中間検査率は100%と目標を定めています。法令事項であることから、本来であれば100%を目指すべきものと考えますが、実際には検査申請をしない物件が現実に存在することから、区では完了検査率は70%、中間検査率は90%と目標を定めました。	建築課
20	事業86 安全・安心な建築物づくり	区では、目標値の設定が「工事完了件数の70%」等と設定されているが、すでに18年度の実績が目標値を達成しているのに、この目標値の設定が低いと考えられるが、どうか	17年度以降概ね目標を達成していますが、実際には検査申請をしない物件が現実に存在することから、第一次実行計画(20～23年度)素案における目標値は中間検査率は90%から95%に、完了検査率は70%から85%に上方修正しました。	建築課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
21	事業86 安全・安心な建築物 づくり	目標値の設定が低いとすると、評価がBとなっているのは、どうか	完了検査率、中間検査率は目標を達成しましたが、定期報告については目標値を下回ったこと、及び中間、完了検査率の目標設定が比較的低かったことからB評価としました。	建築課
22	事業86 安全・安心な建築物 づくり	事業の専門担当職員がいないようだが、担当者がいなくてもよいのか	安全・安心な建築物づくりは、新築の建築物については中間、完了検査率の向上、既存の建築物については定期報告率の向上を図ることにより進めています。それぞれの業務については、技術職員が類似の他の業務と併せて担当しています。	建築課
23	事業87 建築物等耐震化支 援事業	事業が進んでいないのはなぜか	18年度は、事業開始が年度途中になったため、募集期間が短くなってしまいました。耐震補助の必要性の啓発が充分でないこと、耐震補強工事を実施することによる工事中の生活の不便さや工事に多額の費用を要することが補強工事の実施を躊躇させていると思われます。	建築課
24	事業87 建築物等耐震化支 援事業	助成事業の内容、財源措置について、説明を求める。予備耐震診断、耐震補強の具体的な支援策とは	ステップ1:予備耐震診断は、所有者等からの申込みにより、民間の専門技術者を無料で派遣しています。ステップ2:では、耐震詳細診断を実施し補強計画を作成した場合に、15万円を限度に助成しています。ステップ3:「耐震補強工事」への助成は、法的制限等の助成対象条件を満たす建築物について300万円を限度として、A・B・Cの区分により、助成対象工事費の1/4～3/4までの助成を行っています。財源としては、国から地域住宅交付金を受けています。	建築課
25	事業87 建築物等耐震化支 援事業	「予備耐震診断」と「耐震調査・計画」とは同じものか、あるいは、どのように違うのか、説明を求める	ステップ1:予備耐震診断は、専門技術者を派遣して外観から分かる範囲での簡易診断です。ステップ2:「耐震調査・計画」は、ステップ1の予備耐震診断で倒壊の危険性ありと判定された建築物について、外壁調査及び基礎や梁等を内部から調査し、耐震補強計画の前提となる耐震診断及び補強計画を作成します。	建築課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
26	事業87 建築物等耐震化支 援事業	国の基本方針では、「住宅の耐震化率は平成27年度ま でに90%にする」としているが、都及び新宿区の成果指 標は、どうなっているか	東京都は、耐震改修促進計画により住宅の耐震化率の 目標を90%と定めています。新宿区においても19年度 策定中の耐震改修促進計画で住宅の耐震化率の目標 を90%と定める予定です。	建築課
27	事業87 建築物等耐震化支 援事業	成果指標の目標水準設定の考え方について、説明を求 める。少なすぎるのではないか	住宅統計調査を基に、耐震性が不十分な住宅戸数を推 計し、戸建割合及び建替えや自力改修を考慮して10年 間の本助成事業における対象木造住宅戸数400戸を算 定しています。	建築課
28	事業87 建築物等耐震化支 援事業	耐震補強もしくは建替工事実施件数が18年度極めて少 なかったが、評価がBとなっているのは、どうか	18年度途中からの事業です。耐震補強工事は目標40件 に対して、5件でしたが、耐震調査・計画は50件に対して 32件、予備耐震診断件数は100件に対して95件であり、 これらが次年度以降の耐震改修工事につながるものと 評価したのでBとしました。	建築課
29	事業87 建築物等耐震化支 援事業	事業が低調である要因として、区民への周知方法や募 集方法等があげられているが、改善策としてどのようなこ とを考えているのか	なんでも相談会等、各種イベントなど多くの機会をとらえ て周知・普及を図ってきました。19年度は、「誰でもできる わが家の耐震診断」のリーフレットを区内全戸配布しまし た。事業の推進体制では、事業の周知・普及の為、地域 団体・事業者団体との連携の立ち上げを組織として進め ています。19年度からは、募集方法を公募方式から随時 募集に改善しました。	建築課
30	事業87 建築物等耐震化支 援事業	「耐震改修促進計画」の策定状況は、どうか	年度末を目標に策定作業を進めています。庁内検討会 を立ち上げるとともに、区民の意見を反映させるための アンケート調査を実施し、庁内合意や区民の声を反映さ せながら策定を進めています。	建築課
31	事業88 道路・公園擁壁等 の安全対策	区内の擁壁すべてを職員が見回り、発見するのは容易 ではないと思う。そこで、損傷箇所の早期発見に区民か らの情報を活用する仕組みはできているか	現在のところ、明確な仕組みがありませんが、日常の職 員による監察を定期的に継続し、損傷の早期発見に努 めるとともに、区民からの苦情などの形で通報を受け付 け、対応を図っています。	道とみどりの課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
32	施策23 地域ぐるみの防災 体制づくり	避難所情報ボランティア、防災サポーターの役割と地域・町会との連携はどうなっているのか、区内で60名は少なすぎないか	平成18年2月に、防災アドバイザーと避難所情報ボランティアを統合し防災サポーターを発足させました。防災サポーターの役割は、防災意識の啓発活動、区主催の防災訓練・行事への参加・協力、避難所運営管理協議会活動へのサポート、防災区民組織への助言・指導などです。地域・町会との連携は、防災訓練・行事・避難所運営管理協議会で保つようになっています。60名の定員は、特別出張所1所当たり6名としており、各避難所に1～2名を派遣できるものと考えています。	危機管理課
33	施策23 地域ぐるみの防災 体制づくり	国や都は、どのような成果指標を設定して取り組んでいるのか、また、その達成状況はどうか	国は減災社会の実現に向けて地域コミュニティ等による「共助」や個人の自覚に根ざした「自助」、行政による「公助」のネットワークによる国民運動の展開が必要と感じています。	危機管理課
34	施策23 地域ぐるみの防災 体制づくり	多目的環境防災広場の確保があげられているが、目標水準は10箇所ではないか、避難所運営管理協議会の定期開催状況があげられていなかったり、成果指標の設定のしかたに客観性が担保されていないのではないかと、予算措置がなされ、実現の見込みがある事業の件数が成果指標の目標水準としているようで、あるべき整備の姿が見えてこなく、それで十分なのかどうか不明で、区民にとって分かりにくい	当初、多目的環境防災広場の目標水準は各特別出張所ごとに1箇所ずつ、合計10箇所でしたが、平成8年度以降、5地域において100㎡程度の適地がないため確保できていません。	危機管理課
35	事業89 多目的環境防災広 場の確保	D評価になっているが、事業手法は適切か	空地が出れば検討するという事業手法であったために、広場の確保は容易ではありませんでした。	危機管理課
36	事業89 多目的環境防災広 場の確保	D評価になっているが、目標設定は適切か	目標設定は適切でありましたが、状況の変化により大きく変更する必要がありました。	危機管理課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
37	事業89 多目的環境防災広場の確保	改革方針について、具体策があれば説明を求める	これまでのような多目的環境防災広場を確保することはできませんが、昨年度、富久町の公務員宿舎跡地を確保しましたので、防災公園として整備していきます。	危機管理課
38	事業90 防災ボランティアの育成	防災サポーターの目標水準の考え方について なぜ60名なのか 将来的に増やすことを考えているのか	< No.32を参照してください。 > 増員は考えていません。	危機管理課
39	事業90 防災ボランティアの育成	防災区民組織の内容と、当該組織における防災指導員、防災サポーターの位置づけや役割分担は、どうなっているのか	< No.32を参照してください。 > 防災指導員は区の職員であり、区役所本庁舎に3名と防災センターに3名常駐しています。防災サポーターはボランティアです。	危機管理課
40	事業90 防災ボランティアの育成	防災区民組織の活動は、活性化しているのか	地域防災訓練の参加者が増加していることから、防災区民組織の活動は活性化していると考えています。	危機管理課
41	事業91 避難所等の震災対策	第一次避難所と第二次避難所では、各々どうなっているか	第一次避難所である小・中学校については、平成19年度で、基本的には耐震補強工事をすべて完了させます。第二次避難所については、緊急性・必要性を総合的に判断し、順位の高い施設から順次整備を行っています。	危機管理課
42	事業91 避難所等の震災対策	第一次避難所は迅速に耐震化が進んでいるようであり、第二次避難所は、緊急性や必要性を総合的に判断して、福祉施設を中心に進めるとしているが、それで十分であるのか	平成17～19年度の3か年で計画的に整備していますが、第二次避難所については、20年度以降も整備していきます。	危機管理課
43	事業91 避難所等の震災対策	幼稚園の耐震化率の目標水準と今後の整備計画は、どうなっているか	目標水準：100% 平成19年度で目標を達成します(整備完了)。	危機管理課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
44	事業91 避難所等の震災対策	国や都は、どのような成果指標を設定しているのか、またその達成状況はどうか	建物(住宅)の耐震化率 10年後(平成27年度)までに 国:75%を90%に高める 都:76%を90%に高める 区:82%を90%に高める(20年後の目標は95%以上)	危機管理課
45	事業93 避難所機能の充実	避難所運営管理協議会は、区内のすべての地区で設置されているのか	避難所運営管理協議会は各避難所に設置されており、45協議会があります。	危機管理課
46	事業93 避難所機能の充実	避難所運営管理協議会とは日常何をしているのか、災害時にどのような機能をもつ組織なのか	年に数回の協議会を開催し、防災訓練を実施していません。災害時には避難所を立ち上げ、運営管理を行っています。	危機管理課
47	事業93 避難所機能の充実	協議会の開催あるいは活動状況が低調なところが少ないようだが、評価がBというのは、客観的な評価として、どうか	45協議会のうち、昨年、会議を開催したのは26協議会であり、もう少し会議を開催する協議会が増えてもよいと考えています。	危機管理課
48	事業93 避難所機能の充実	協議会を組織し、運営マニュアルを策定したとしても、日ごろから訓練等の活動がなされなければ、いざというときの円滑な避難所としての機能や自主的な運営が期待できないのではないかと。したがって、協議会の定例開催件数という形式的な面ではなく、実質的な活動に着目した成果指標を設定していくべきではないか	約、半数強の避難所で年に1回以上の防災訓練を実施しているため、自主的な運営は可能と考えています。成果指標についても協議会を開催した避難所が概ね防災訓練を実施しています。	危機管理課
49	事業93 避難所機能の充実	災害用トイレ設置の目標水準は50箇所で十分なのか、あるべき設置数をどのように考え、整備を計画しているのか	一次避難所への設置は概ね完了しました。	危機管理課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
50	施策26 みどりと水の豊かな まちづくり	施策の目的のひとつが、みどりの保全と創出であるならば、成果指標をアウトカム指標である、緑被率などを設定してはどうか	緑被率は、5年ごとに実施しているみどりの実態調査に基づくものです。このため、緑被率も5年ごとの調査結果となるため行政評価の指標として設定することは適切でないと考えます。	道とみどりの課
51	施策26 みどりと水の豊かな まちづくり	国や都は、こうした施策について、どのような成果指標を設定しているのか、またその達成状況はどうか	<p>国の指標 = 都市域における水と緑の公的空間確保量 目標値:平成19年度末までに約10%増 平成14年初期値:12㎡/人 平成18年実績値:約8%増 平成19年目標値:13㎡/人</p> <p>都の指標 = 区部のみどり率 目標値:平成27年度末までに約10%増 平成12年初期値:約29% 平成15年実績値:約24% 平成27年目標値:約32%</p>	道とみどりの課 土木課
52	施策26 みどりと水の豊かな まちづくり	東京都のクールルーフ助成の新宿区内の申請件数について(緑化と高反射塗料、1戸建てと大規模建物に分けて)	<p>平成18年度(=確定件数) 緑化:戸建1件・大規模5件 塗料:戸建1件・大規模2件</p> <p>平成19年度(=申請件数) 緑化:戸建2件・大規模3件 塗料:戸建7件・大規模8件</p>	道とみどりの課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
53	施策26 みどりと水の豊かな まちづくり	緑化の促進と保全の制度(保護樹木制度)とその内容について、説明を求める	保護樹木制度は、樹木、樹林、生垣の保全を目的とした制度で、昭和47年度から実施しています。条例の規定を満たす樹木等を所有する区民は、区に保護指定を申請することができます。区は、これらの樹木等を調査し、みどりの推進審議会での審議を経て、保護樹木等に指定しています。 区は、保護樹木等の所有者に対して、維持管理のための助成金を支給し、賠償責任保険へ加入しています。また、平成18年度からは、必要と認められる場合に限り、区が所有者に代わって剪定や診断などの維持管理を行っています。	道とみどりの課
54	施策26 みどりと水の豊かな まちづくり	緑化の促進と保全の制度(生垣助成制度)とその内容について、説明を求める	生垣助成制度は、みどり豊かなまちづくりと震災時のブロック塀等の倒壊を未然に防ぐことを目的として平成3年度から実施しています。区民が接道部に生垣を設置する際に、工事費の一部を助成しています。また、既存のブロック塀を撤去する場合にも撤去日の一部を助成します。	道とみどりの課
55	施策26 みどりと水の豊かな まちづくり	緑化の促進と保全の制度(グリーンバンク制度)とその内容について、説明を求める	グリーンバンク制度は、区民が建て替えなどによって不要となった樹木を区が苗圃(=通称「グリーンバンク」と呼ぶ)で預かるとともに、これらの樹木を必要とする区民や公共工事に提供する制度です。	道とみどりの課
56	施策26 みどりと水の豊かな まちづくり	緑化の促進と保全の制度(街路樹管理指針)とその内容について、説明を求める	別添リーフレットのとおり 「水辺と緑・風・歴史・文化を感じる美しいまち新宿」の実現に向けて～新宿区の街路樹管理の取り組み～	土木課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
57	施策26 みどりと水の豊かな まちづくり	緑化の促進と保全の制度(上記以外)とその内容について、説明を求める	緑化計画書制度は、250㎡以上の敷地において建築行為等の場合、条例に基づき、敷地や建築物上への一定基準以上の緑化を誘導する制度です。事業者は、事前に緑化計画書を提出して区の認定を受けるとともに、緑化完了後には確認の検査を受けるものです。生き物の生息できる環境づくりは幼稚園、小学校、公園などの一角にトンボ池などの生き物の生息空間であるビオトープを区民と協働で設置し、維持管理を行っています。	道とみどりの課
58	施策26 みどりと水の豊かな まちづくり	民有地のみどりの保全と創出がキーポイントとされているが、区民や事業者との協働は進んでいるのか、また、それを誘導・促進する有効な手立てが求められるが、どのような事業を考えているのか	区内のみどりの約54%は民有地にあり、これらを残し、増やしていくための方策が緊急の課題となっています。開発や建築行為の際に緑化を義務付ける緑化計画書制度は有効な施策ですが、今後は基準の見直しを図り、より効果の高い制度としていきたいと考えています。また、地域のみどりを保全するために、新たに都市計画法に基づく地区計画を進めていきたいと考えています。実現のために地域住民の理解と合意が不可欠となりますが、今後は地域と緊密な体制を構築することにより、みどりの保全に向けた協議を進めていきたいと考えています。	道とみどりの課
59	事業111 公共施設の緑化・ 民間施設の緑化	学校緑化の実施箇所数の根拠は何か	学校緑化の実施箇所数44箇所は、区立小中学校と養護学校の総数です。	道とみどりの課
60	事業112 安心のみどり整備	目標指標が低すぎないか	目標の生垣の助成延長 = 年間200mは適切であると考えます。	道とみどりの課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
61	事業112 安心のみどり整備	助成申請件数が伸びない事情について、どのように分析しているか	近年、区民は、防犯上の理由から、生垣ではなくブロック塀やフェンスを設置する傾向があります。また、道路幅員が4m未満の場合には、セットバックを助成の条件としているために生垣設置により敷地面積の減少を嫌ってフェンス等にする傾向があります。さらに設置後の剪定など維持管理の負担を嫌って生垣を避ける傾向があります。	道とみどりの課
62	事業113 みどりの保全	保護樹木の指定本数の目標水準の根拠は何か	保護樹木の目標本数は、計画策定当時(平成8年)の指定本数が1,055本であり、計画期間中毎年約20本の増加を見込んでいたために目標数値を1,250本としました。	道とみどりの課
63	事業113 みどりの保全	グリーンバンク事業の収支は、どうなっているのか、在庫樹木は何本あるか、在庫樹木を提供するときは有償か	平成12年度から18年度までの実績 引取(区民等 区):31件・1,421本 提供(区 区民等):77件・744本 現在の本数=約50本 樹木の提供は無償です。	道とみどりの課
64	事業113 みどりの保全	17年度の評価はD、18年度の評価はBとなっているが、その違いは何か	保護樹木制度において、平成18年度から新たに保護樹木の中でも特に貴重と認められる巨木や名木について、区が所有者に代わって倒木処理や剪定などの維持管理を行うようにしました。区は、これらの施策によって保護樹木等の所有者が大きな樹木等を維持することに伴う経済的負担と心理的負担の軽減をすることにより、これらの樹木の保全が図られるように努めました。これらの実績により18年度の評価がBとなりました。	道とみどりの課

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
65	施策36 資源循環型社会の 形成	成果指標は適切か 集団回収への参加率に世帯数を利用しているが、1つの町会が実施するとその町会の全世帯が参加しているものとされているのでは	区民の方がごみ減量リサイクルに参加できる環境づくりが大切です。町会・自治会は地域の誰でもが参加できるコミュニティ組織であり、居住地の町会や自治会が集団回収を実施することで、区民が参加できる状況となることから指標としました。世帯数については、町会等エリアに居住するすべての世帯ではなく、町会等への参加世帯数を集計しています。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所
66	施策36 資源循環型社会の 形成	目標設定は適切か 事業費がほぼ同じであるが、資源回収の助成内容が社会情勢の変化によらず、ずっと同じである	集団回収団体へは、アルミ缶と段ボールを除く回収品目に1kgあたり6円の助成を行っています。助成の目的は、資源市況の好不況に影響されずに地域の集団回収団体が安定的に回収事業を継続・拡大できるようにすることにあります。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所
67	施策36 資源循環型社会の 形成	国や都において、どのような成果指標を設定しているか、またその達成状況はどうか	国における目標については、別紙1ごみ減量目標についての(4)、(5)のとおり。区に当てはめた場合、概ね目標は達成されると考えられます。(ただし、事業系の取り扱いについて調整を加えています。)	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所
68	施策36 資源循環型社会の 形成	区における可燃ごみ・不燃ごみの排出量及び資源回収量の経年推移は、どうなっているか、ごみ減量対策の成果はどうか	ごみ排出量、資源量については別紙2のとおり。区収集ごみについては、このところ、人口が増加しているにもかかわらず減少しており、1人あたりごみ量は減少傾向にあります。社会全体が3Rへの認識を深めたことありますが、区のごみ発生抑制の周知活動や排出指導の成果があったと考えられます。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所
69	施策36 資源循環型社会の 形成	成果指標として、アウトカム指標であるごみ排出量や資源回収量等直接的な指標を設定すべきでは	ごみ排出量については、20年度からの実行計画の中で指標として位置づけることを考えています。資源回収量については、ごみ発生抑制施策によっては減少する要素もあり、資源回収量増のみの指標では不十分なため、引き続き資源化率を指標とするのが適当と考えます。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
70	施策36 資源循環型社会の 形成	資源循環型社会の形成にあたり、区民や事業者の協働は欠かせないが、進んでいるか	これまでも区民にあっては生活スタイルの見直し、事業者にあっては生産・販売にかかるごみの原料や資源化に取り組んでいるところです。現在、区民・事業者・区の3者が実現可能な3Rの取組みを検討する場として、仮称3R推進協議会の設立に向けて準備を行っています。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所
71	施策36 資源循環型社会の 形成	ごみ収集や資源回収は、民間事業者への委託が考えられるが、その現状はどうか	粗大ごみ収集、びん・缶・ペットボトル、古紙回収(一部)は民間事業者へ委託しています。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所
72	施策36 資源循環型社会の 形成	一部委託しているものがあるが、区直営と比較して効率性をどのように評価している	粗大ごみ収集及び、びん・缶・ペットボトル収集を業者委託していますが、区直営と比較した場合、作業効率はかなり高いと評価しています。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所
73	施策36 資源循環型社会の 形成	清掃事業費の内訳(特に回収業者への助成、普及啓発費)、集団回収の実績(町会や老人会等による従来の集団回収と集合住宅の資源回収に分けて、各々の団体数と資源回収量の推移(できれば10年間))について、資料提出を求める	別紙4～6のとおり	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所
74	施策36 資源循環型社会の 形成	ペットボトル、トレイ、学校公共施設の生ごみについて、現在の区の資源化ルートはどうなっているか	ペットボトル及び白色トレイは区で回収後、再資源化業者へ搬入し、資源化ルートにのせています。学校公共施設の生ごみは再資源化業者へ搬入し、肥料等に再資源化しています。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所
75	施策36 資源循環型社会の 形成	施策評価の「今後の取組み・改革の方針」に「資源の回収方法や改修品目を拡充することで…」とあるが、その具体的な内容について	19年度にあたっては、新たな回収品目として容器包装プラスチック回収をモデル地区で開始しました。また、白色トレイの回収拠点箇所数を拡大しました。あわせて紙パックを集積所での古紙回収にも排出できることを明確にしました。なお、現在、資源・ごみの分別方法の変更に伴い資源拠点を見直し、拠点箇所数の拡大を検討しています。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所

第1部会(まちづくり、環境、みどり、安全安心)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
76	施策36 資源循環型社会の 形成	家庭ごみ有料化を導入する際、ネックとなるのは何か	住民の流動性が高い、単身世帯が多い、外国人が多いなどのことから、有料化の周知徹底や排出指導に難しさがあります。また、不法投棄が今より増える恐れがあります。また、1区単独での実施は現実的には難しく、他区の動向を見ていく必要があります。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所
77	事業133 資源回収の推進	事業の実施内容における17,18年度の資源集団回収量と、古紙、びん、缶、白色トレイ、ペットボトル、乾電池、紙パックの回収量との重複はあるか	重複はありません。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所
78	事業133 資源回収の推進	20年4月から始まる容器包装プラスチックの回収の実施体制はどうなるのか、周知方法はどうか	20年4月から、区全域で区の雇上車両により実施。週1回古紙回収の曜日に集積所にて回収します。年間回収予定量は3,000トンです。本格実施にあたっては、地域説明会を開催するほか、町会等への出張説明、周知チラシの各戸配付、広報・ポスター等による周知、新分別周知ボランティアの活用などにより、区をあげて周知に取り組みます。	リサイクル清掃課 新宿清掃事務所

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
79	施策5 子育て支援の推進	施策や重点項目の所管が複数の課に及ぶ場合に、どのように連携し、協力しあっているか、説明を求める。	基本的には、各担当課が所管の事業を実施することにより、総体として施策や重点項目の目的が達成されていくものと考えています。事業内容や方法が重複し非効率的になっていると思われる場合や、連携をすることにより大きな効果がえられると考えた場合は、逐次、協議をし、協力をして事業を実施しています。また、事業評価や予算決算、また関連の行政計画策定時にも、検証を行っています。	子ども家庭課
80	施策5 子育て支援の推進	病児保育体制の現状と対策	区内には自園の子どもだけでなく、他の施設を利用する子どもも預かりの対象とする、オープン型の病後児保育実施園が2園あります。平成23年度までに2園を新設する予定です。なお、病児保育については医療機関との連携を考慮したうえで、今後の検討課題としていきます。	保育課
81	事業17 子ども家庭支援センター機能の強化	サポートチーム会議を50回やればいいという問題ではない。いかに目標を達成したか、その視点がない。	サポートチーム会議は、複数の機関が関係している要保護児童・家庭に対し、効果的な支援を行っていくために関連機関が一堂に会し協議を行うもので、この事業の目標である「要保護児童・家庭の課題解決」に向けた第一段階です。要保護児童の課題の解決に向けては、長期の支援が必要なケースが殆どであるとともに、何を持って課題解決となるかも明確ではない性質のもので、これまで、対応が必要と一機関が考えてもなかなかサポート会議開催まで至らなかったケースもある中で、現行の子ども家庭支援センターの職員配置の中で招集できるほぼ最大限のサポート会議の回数として50回(1週間に1回)を目標としたものです。	子ども家庭課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
82	事業17 子ども家庭支援センター機能の強化	サポートチーム会議のメンバーも重要である。	各回のサポートチーム会議は要保護児童・家庭の支援に関係するすべての関係機関が集まり、情報の共有化と効果的な支援について協議を行います。したがって、メンバーは会議毎に異なりますが、具体的には子ども家庭支援センターワーカーの他、児童相談所児童福祉司、子どもが利用している施設(保育園・児童館)の職員や教員、保健師、民生・児童委員、生活保護ワーカー、児童精神科医などです。	子ども家庭課
83	事業19 児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化	児童館・学童クラブの利用が多いが、施設がついていないので、効果は上がっているか	急増する学童クラブ需要に対応するため、児童館内の学童クラブ室を拡張するほか、小学校内の余裕教室を活用した学童クラブ新規の開設を進めています。児童館でのクラブ室拡張では、2クラス制の実施を、学校内に分離した場合は、児童館・学校内それぞれで40人規模を目指し、大規模学童クラブの解消を図っています。また、乳幼児を親の子育て支援を充実するため、幼児専用(優先)スペースの整備を進めており、19年度までに児童館8館で設置しています。 また、新宿区の場合21館全てが小型児童館のため、限られたスペースとなっておりますが、事業運営については子ども会議等により利用児童の意見を反映しているほか、今年度より利用者アンケートを実施し、その結果を生かしていく予定です。	子ども家庭課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
84	事業19 児童館機能の強化 と学童クラブ事業の 多様化	学童保育と学校放課後活用との現状と対策	19年度より区内6小学校でモデルケースとして放課後子どもひろばを開始しました。6校のうち3校は学校内学童クラブを設置しており、該当校においては、両者の連携の方法についても模索しながら進めています。家庭に変わる保護機能を持つ学童クラブと、放課後の安全な遊び場としての放課後子どもひろばは、役割は異なりますが、放課後子どもひろばの開始により小学生の放課後生活の選択肢が広がりました。放課後子どもひろばは、今後順次全校に拡大して行く予定です。	子ども家庭課
85	事業20 幼稚園と保育園の 連携・一元化	幼保一元化推進の視点は？	別紙7のとおり	学校運営課 幼保連携・子ども園 等推進担当
86	事業20 幼稚園と保育園の 連携・一元化	総合評価Aの理由が分からない	別紙8のとおり	学校運営課 幼保連携・子ども園 等推進担当

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
87	重点4 学校教育の充実	施策や重点項目の所管が複数の課に及ぶ場合に、どのように連携し、協力しあっているか、説明を求める。	本項目中の事業はすべて教育委員会事務局の所管です。学校教育に関する課題は事務局内のすべての課に関連があるため、事務局内の経営会議での報告や協議をとおり、関係する課同士の連携を図っています。	教育指導課 学校運営課 教育環境整備課
88	重点4 学校教育の充実	定員・クラス数は	別紙9のとおり	学校運営課
89	重点4 学校教育の充実	学校選択性の抽選状況は	別紙10のとおり	学校運営課
90	重点4 学校教育の充実	指導員の配置状況は	少人数学習指導は、一人ひとりの児童・生徒に、学力の向上と個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、多様な教育を行うため、実施しています。東京都は、「公立小・中学校における指導方法工夫改善に伴う教員定数加配」として、正規教員を配置していますが、全校ではないため、本区において区費講師を配置して、一人ひとりの児童・生徒に対してよりきめ細かな指導が充実するように努めています。	教育指導課
91	重点4 学校教育の充実	学校選択性の弊害はあるのか？これによりクラス数の多い少ないがあり、地域協力ができないのでは？	学校選択の結果により、見込みより学級数が少なくなる学校があるのは事実です。しかし、およそ75%の方が通学区域内の学校を選択しており、通学区域外の学校を選択された方の半数弱の方が「自宅からの距離・通学の安全」を選択理由にあげているなど、そのメリットは大きいと考えています。	学校運営課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
92	重点4 学校教育の充実	特色ある学校づくりはちゃんと効果があるのか	各校が児童・生徒の実態に基づき、必要と考える活動及び指導を実施するうえで、学校ごとの特色ある教育活動の展開は有効であると考えます。より一層各校の実態に応じた活動の展開ができるよう指導、支援していきます。	教育指導課
93	重点4 学校教育の充実	外国人が多い学校での問題は	外国から編入する子どもの場合、日常の会話ができても学習に十分な日本語の力がないなど、編入後しばらくは授業に参加することが困難な状況があります。そこで、編入直後には、日本語適応指導員が、幼・小・中それぞれ40時間、50時間、60時間(長期指導はプラス20時間)、個別に指導しています。なお、適応指導が終了した子どもに対してはボランティアと連携した支援も今後行っていく予定です。	教育指導課 学校運営課
94	重点4 学校教育の充実	これらの事業で目的・目標を達成するのか	学校教育を充実させるためには、指導内容面と教育環境面を改善し、子供たちに生きる力を育成することが必要です。特に指導内容面では、生きる力の知の側面である確かな学力の育成を重点的に行っています。確かな学力の育成のためには、子ども一人ひとりの個に応じたきめ細かな指導や特色ある教育活動を計画的に展開すること、地域の教育力を有効活用し、中学校区を中心とした連携した教育(連携教育)を行うことが必要であり、こうした取組みを通して地域に信頼され、地域に支えられる学校づくりを進めています。	教育指導課 学校運営課
95	事業35 特色ある学校づくり	「特色ある学校づくり教育活動計画」の内容は	「特色ある学校づくり教育活動計画」は、平成17年度からの3か年計画として幼稚園、小・中学校毎に策定し、各校・園が目指すべき学校像を掲げ、その実現のための課題を整理し、課題解決に向けた目標、具体的方策を設定して実施する手法を採っています。予算は、研究発表に要する経費や校内研修会の講師謝礼、総合的な学習用の教材購入等に充てられています。	教育指導課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
96	事業35 特色ある学校づくり	成果指標について 特色ある学校づくりに取り組んでいるだけで目標達成というのでは安易では？取り組んだ内容が評価されてこそ成果が出たといえるのではないか。学校に対するアンケートが毎年行われているが、その集計結果を目標に結びつけることも可能では	ご指摘のとおり、取り組んだ内容に関する評価が必要であることは認識していますが、一方で、本事業の評価は、学校・園で日々実践されている教育活動全般の成果について評価することと同質であり、評価基準の設定が困難であることも事実です。また、教育委員会としては、現在、文部科学省が示した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」に基づいた学校評価の仕組みづくりを行っているところです。児童・生徒、保護者、学校評議員、教職員を対象としたアンケート調査も、今後、学校評価の一環として位置づけ実施し、評価制度の充実につなげていきます。	教育指導課
97	事業35 特色ある学校づくり	校長の裁量を拡大する方向性が示されているが、それによる弊害も考えられるのでは？	今後ますます、保護者や地域からの要望や各校の実態に合わせた教育活動が望まれ、校長はその期待に応えるよう努めることが求められています。弊害となる点は今のところ明らかではありませんが、校長の裁量の拡大は一層必要と考えます。	教育指導課
98	事業37 少人数学習指導の推進	個性を伸ばす教育とは？少人数にして、複数の指導者をつければできるものではないのでは？	少人数学習指導は、一人ひとりの児童・生徒に、学力の向上と個に応じたきめ細かな指導とともに、多様な教育を行うため、実施しています。習熟度の程度や興味・関心に応じてグループを分け、それぞれの児童・生徒の考え方を伸ばすために、組織的・計画的に指導にあたっています。	教育指導課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
99	施策4 社会参加と生きがいづくり	施策や重点項目の所管が複数の課に及ぶ場合に、どのように連携し、協力しているか、説明を求める。	各課と綿密に情報交換を行い、調整を行っています。	健康いきがい課
100	事業10 高齢者が輝くまちづくり	「担い手を増していきいき」と言っている割には、受け手対応の目標が多い。高齢者社会参加システム協議会の報告とモデル事業とは、具体的にどんなことか	<p>報告書は、高齢者が多様な地域活動に参加しやすい仕組みを構築するための検討結果をまとめたものです。報告書では、システムの構築によって目指す地域社会を、高齢期において多様な社会の担い手として活躍し、生きがいを持って過ごせる社会と担い手として活躍するための学習や相談ができる社会としています。そして、実現に向けて、次の提案をしています。</p> <p>情報・広報環境の整備を希望します。</p> <p>多様な活躍の場や事業の創出を希望します。</p> <p>身近な区民の利用施設における、多世代交流等の利用の多様化とワンストップの情報提供・ナビゲート機能の整備を希望します。</p> <p>高齢期の社会参加の準備・適応支援のための各種相談・プログラム等の実施を提案します。</p>	健康いきがい課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
100	事業10 高齢者が輝くまちづくり	「担い手を増していきたい」と言っている割には、受け手対応の目標が多い。高齢者社会参加システム協議会の報告とモデル事業とは、具体的にどんなことが	<p>モデル事業は、報告書に基づく、次の8事業です。</p> <p>生涯現役塾 退職後に地域で活躍したいと考えている団塊世代等のシニアを対象に、ボランティア活動やNPO等を体験してもらい、地域活動への参加や担い手として活躍するためのきっかけづくり講座をワークショップ形式で行っています。</p> <p>地域入門塾 信濃町ことぶき館において、毎月第三水曜日に、NPO等の地域活動団体を紹介し、参加者や担い手を募集しています。</p> <p>出張就業相談 信濃町ことぶき館において、毎月第三水曜日に、新宿わくワーク及び新宿区シルバー人材センターによる出張相談をしています。</p> <p>地域に根ざした高齢者の居場所づくり NPO法人テラガーデンとの協働により、レストラン事業を中心に、高齢者の居場所づくりと宅配サービス、デイサービス事業を展開しています。</p> <p>介護予防担い手研修会 早稲田大学と協働し、牛込笹笥地域センターにおいて、毎月第二金曜日に、研修会を開催しています。</p> <p>就業に関する講演会 東京しごと財団と協働し、就業の啓発を目的とした講演会を開催します。</p> <p>起業セミナー 東京商工会議所新宿支部と協働して起業に関するセミナーを開催し、団塊世代等のシニアへ起業のサポートをします。</p> <p>地域活動情報冊子の作成 内容の企画を生涯現役塾で行い、地域活動や団体に関する情報提供冊子を作ります。</p>	健康いきがい課

第2部会(福祉、子育て、教育)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
101	事業10 高齢者が輝くまちづくり	高齢者がボランティアをして、ポイントを預託する方式は	高齢者のもつ特技、知識、経験等を登録し、ボランティアとして地域活動や地域の子どもたち等に教え、伝える「高齢者マイスター制度」を実施していますが、ポイントの預託は行っていません。また、預託する方式は考えていません。	健康いきがい課
102	事業12 知的障害者通所授産施設の充実	障害者就労福祉センターの概要の説明を求める	別紙11のとおり	障害者福祉課
103	事業12 知的障害者通所授産施設の充実	対象は区内に何人くらいか	知的障害者を中心に、約10名が通所しています。主な対象者は養護学校の卒業生や企業の離職者などです。	障害者福祉課
104	事業12 知的障害者通所授産施設の充実	準備室はいつから実働開始か	平成18年7月から実働を開始しています。 (平成18年4月から6月に施設整備を行ったため)	障害者福祉課

第3部会(コミュニティ、商工、文化、観光)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
105	施策32 商店街の活性化 施策33 魅力ある買物空間 づくり	補助金の効果的な活用について 商店街はその置かれた環境や規模が大きく違う、これら 3つの事業の使い分けがどうなっているのか、実績等か ら成功事例の説明を求める	3つの補助事業は、各商店街の状況に応じた自主的事業に対して、「施設整備」「イベント」「研修やPR活動等」の3つの側面から支援しているものです。 「魅力ある商店街づくり支援事業」は、街路灯やカラー舗装など、主に商店街の施設整備事業に対する助成を行っています。補助限度額2,000万円。補助対象経費の2/3以内。平成18年度実績としては、街路灯の建替え事業で、歌舞伎町商店街振興組合、本多横丁商店会などがあります。事業実施後のアンケートによれば、街路灯を整備した商店会では「防犯・防災に役立つ」「周囲が明るくなった」「安心感がある」と回答しています。 「にぎわい創出支援事業」は商店会が実施するイベント事業に対して助成し、集客力のアップなど商店街の活性化に寄与しています。補助限度額は200万円。補助対象経費の2/3以内。平成18年度実績としては、新宿エイサーまつり(4商店街合同)、神楽坂まつり、大久保まつり、百人町まつりなどがあります。新宿エイサーまつりは来街者数約93万人を呼び、新宿を代表するイベントとなっています。 「ステップアップ支援事業」は、研修会開催や商店会マップ・HP作成など、新たな取り組みやPRにつながる事業に対して助成を行っています。補助限度額は30万円。補助対象経費の2/3以内。平成18年度実績としては、HP作成(グリーンベルト鶴巻町商栄会)、商店街マップ作成(四谷二丁目発展会、早大西門体育館通り商店会)などがあります。	商工観光課

第3部会(コミュニティ、商工、文化、観光)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
106	施策32 商店街の活性化 施策33 魅力ある買物空間 づくり	ホームページ、更新等のアフターケアを考えた支援を(ボランティアの活用含め)	商店会がホームページを作成する場合には、ステップアップ支援事業により助成しています。この事業は、当初のホームページの作成を支援するもので、メンテナンスや運営経費については対象になりません。ただし、助成後5年経過し、商店会がホームページをリニューアルする場合には、改めてステップアップ支援事業の助成を受けることができます。 アフターケアについては、各商店会の経費で実施してもらうこととなりますが、例えば地域の専門学校などの学生をボランティアとして活用するなど考えられると思います。	商工観光課
107	施策32 商店街の活性化 施策33 魅力ある買物空間 づくり	アドバイザーについて 何をするのか	商工アドバイザーは、区内中小企業者、商店、商店街の申請に応じて、中小企業診断士等を直接事業所に派遣し、専門的見地から経営状況の診断や経営改善のアドバイスをを行います。 なお、平成19年度から開始した商店会サポーター制度では、専門非常勤職員3名が商店会サポーターとして各商店会を積極的に訪問し、商店会の組織強化や区の補助事業の充実等について助言し、商店街活性化に向けた取組みを進めています。	商工観光課
108	施策32 商店街の活性化 施策33 魅力ある買物空間 づくり	若い担い手の掘り起こしをどうとらえ、取り組んでいるか	商店会サポーターの活動を通して、商店会の若手の意見を聴き、商店街の活性化につなげる仕組みづくりにチャレンジしています。平成20年度には、各商店会から若手を募集し懇談会を開催する取組みなどを進めていきたいと考えています。	商工観光課

第3部会(コミュニティ、商工、文化、観光)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
109	施策32 商店街の活性化 施策33 魅力ある買物空間 づくり	ステップアップフォーラムの実施や商店会サポーター制度の活用について、その実効面からの説明を求める	ステップアップフォーラムでは、区内商店会の会長や若手を集め、商店街の活性化に成功している商店会長や成長著しい企業の社長に体験に基づく講義をしてもらい、商店街の活性化策や商店の販売戦略を考える機会づくりとしています。平成19年度からは商店会サポーターによる活動報告も加え、より実効性のあるフォーラムとします。 商店会サポーターは、積極的に商店会を訪問し、商店会長や役員会に対し商店街活性化の提案をしています。今年度重点的に取り組む商店会について、商店会の意向も踏まえ商店街の活性化策を提言し、一つでも多く活性化の成功事例を作り出すことで、他の商店街へ波及させていきたいと考えています。	商工観光課
110	施策32 商店街の活性化 施策33 魅力ある買物空間 づくり	住宅地域の商店街が地域コミュニティの核になることによって地域全体を活性化させる引き金となるので、この施策の成否が「安全・安心なまち」という社会的な価値の創造をもたらすものと期待するが、いかがか	商店会は、街路灯の整備やイベント実施などに加え、声かけ運動やピーポ110番活動など社会貢献活動も実施しています。ご指摘の通り、商店街は地域コミュニティの核であり、商店街の活性化は地域全体の活性化や安全安心につながるものです。 そこで、区としては平成19年度から、商店会サポーター制度の導入や商店会加入促進事業への取組みを通じて、住宅地域の商店街を中心に、区が商店会の活性化に直接かかわっていく取組みを始めています。	商工観光課

第3部会(コミュニティ、商工、文化、観光)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
111	施策29 清潔で美しいまちづくり	千代田区等と比較して事業規模や実施効果面等において、どのように評価しているか、地域特性はあるか	<p><別紙12を参照してください。> 新宿区は区内全域が路上喫煙禁止のため、千代田区との比較は困難ですが、確実に喫煙率が下がり、効果が上がっています。しかし、初めて新宿に訪れた人、新入学生、新社会人などに対して、引き続き効果的な周知を、行なっていく必要があります。さらに、最近、夜間や表通りから外れた裏道での苦情が多く、これまでの、点・線の監視体制から面的な監視体制を強化していく必要があります。また、千代田区の秋葉原地区の過料処分件数が他の地区と比較して非常に多いことから判るように、多数の来街者が集まる歌舞伎町などの繁華街では、依然と喫煙者を見かけられることから、今後の対策についてさらなる検討が必要と考えています。</p>	環境保全課

第3部会(コミュニティ、商工、文化、観光)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
112	事業121 路上喫煙対策の推 進	喫煙はマナーの問題？	<p>新宿区では、平成9年4月に施行した「新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例」の中で、区民等の責務として「歩行中に喫煙をしないように努めなければならない」と定め、キャンペーンやポスター掲示などの対策を実施しました。</p> <p>しかしながら「歩きタバコ」による被害が発生していることなどから、平成16年1月26日に、新宿区区民の声委員会から「路上喫煙・たばこのポイ捨ての区内全域での禁止、具体的施策の展開、区民・事業所等との協働」などについて報告がなされました。</p> <p>これを受け、新宿区では、平成16年6月から12月まで6回に渡り、さまざまな立場の方に参加していただき、歩きタバコの防止について自由な意見の交換を行い、実践活動につなげていくための「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」を開催しました。</p> <p>フォーラムでは「歩きタバコをなくすことは本来は喫煙者のマナーの問題だが現状ではルール化(条例化)する必要がある」とされました。罰則導入には賛否両論がありましたが、違反者を取り締まることが目的ではなく、人を思いやり、迷惑をかけないというマナーの基本に立ち戻って条例を制定すべきとの方向性から、条例には罰則規定を盛り込みませんでした。平成17年8月の条例施行に伴い実施している喫煙率調査では地域差はあるものの、条例施行前と現在とでは路上喫煙率が四分の一となるなど確実に減少しています。</p> <p>条例の趣旨を徹底するには時間を要しますが、喫煙者のマナーに訴え、路上喫煙防止対策にさらに取り組んでいきます。</p>	環境保全課

第3部会(コミュニティ、商工、文化、観光)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
113	事業121 路上喫煙対策の推進	オフィス街や住宅地域では、現行の方式を改めて、事業122と統合するなどして、区民協働のもとでの日ごろの清掃活動の姿を見せること等から、実効をあげることができないのではないか	<p>現在、新宿駅、高田馬場駅周辺の美化推進重点地区では定期的に地元商店会や事業所、各ボランティア団体と行政(区、都、警察)との協働でポイ捨て防止・路上喫煙禁止のキャンペーンや清掃活動を行っています。</p> <p>一方、オフィス街や住宅街では区がローカル駅周辺を中心に委託業者と契約してキャンペーンやパトロールを実施しています。</p> <p>また、秋のごみゼロ運動等では各特別出張所を核として地元自治会や事業所、学校などが協働で清掃活動などを行っており、合わせて「路上喫煙禁止協力員」による路上喫煙禁止キャンペーンも実施しています。これらの活動をさらに多くの地域に広がるよう、区としても支援し、環境を整備をしていく必要があると考えています。</p> <p>路上喫煙禁止を多くの人に周知、啓発を図るためには、継続性が重要であり、実施方法の見直しを図りながら、現状のキャンペーンや路上喫煙パトロールを続けていきます。</p> <p>なお、事業統合の件については、「ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進」事業は美化推進重点地区の清掃活動に要する経費、ゴミゼロデーや地域での清掃活動の支援に要する経費などが主な事業です。一方「路上喫煙禁止対策の推進」事業は、区内全域での路面標示などの普及啓発に要する経費やキャンペーン・パトロールの委託に要する経費、路上喫煙禁止協力員に要する経費が主な事業です。統合は困難考えますが、上記のとおり運営上、統合して事業を行っている事例もあり、今後とも柔軟な事業運営に努めていきます。</p>	環境保全課
114	事業121 路上喫煙対策の推進	条例、特区等による喫煙承認による商店街の活性化	路上喫煙禁止条例の趣旨は、受動喫煙による被害をなくし、分煙化を進めることです。商店街の活性化を図るために、喫煙の是非による差別化を図ることはできないと考えます。	環境保全課

第3部会(コミュニティ、商工、文化、観光)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
115	施策23 地域ぐるみの防災 体制づくり	地域に根ざした担い手づくりができていますか	町会を単位に防災区民組織を設置し、地域防災協議会・避難所運営管理協議会の開催を始め、防災訓練や防災講習会等の実施により担い手づくりをしています。	危機管理課
116	事業89 多目的環境防災広 場の確保	これまでの広場の確保にかかる状況について説明を求 める	当初、多目的環境防災広場の目標水準は各特別出張所ごとに1箇所ずつ、合計10箇所でしたが、平成8年度以降、5地域において100㎡程度の適地がないため確保できていません。	危機管理課
117	事業89 多目的環境防災広 場の確保	休廃止の理由は	多目的環境防災広場としてのスペースを持つ土地が確保できません。	危機管理課
118	事業90 防災ボランティアの 育成	防災ボランティアの活動にかかる状況について説明を求 める まちの中にいない防災アドバイザーでは機能しない	区外に居住する在勤の防災サポーターが8名ほどいますが、あくまでもボランティアという位置付けで登録しているため、活動には参加してもらっています。	危機管理課
119	事業90 防災ボランティアの 育成	地域本来の防災機能の活性化	地域における防災機能の活性化は、防災区民組織の地域防災力を高めることとしています。	危機管理課
120	事業90 防災ボランティアの 育成	社会福祉協議会との連携	今後、社会福祉協議会との連携した訓練を実施していきます。	危機管理課
121	事業90 防災ボランティアの 育成	災害弱者の発見	災害時要援護者の登録を呼びかけ、登録の増加を図ります。	危機管理課
122	事業92 災害対策用各種水 利の確保及び充実	休廃止の理由	消防水利については、区内において充足しています。	危機管理課

第3部会(コミュニティ、商工、文化、観光)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
123	事業92 災害対策用各種水利の確保及び充実	災害時を想定して区民の協働オペレーションができるか、実証されているか	地域防災協議会や避難所運営管理協議会で飲料水・生活用水・消防水利などの場所について説明し、初期消火やトイレの流し水について防災訓練などを通じて理解してもらっています。	危機管理課
124	事業92 災害対策用各種水利の確保及び充実	震災時等において生活用水として使用可能な水質か等の検査を定期的に行っているか	生活用水となる深井戸の水質検査は毎年実施しています。	危機管理課
125	事業93 避難所機能の充実	小中学校統廃合による避難所減少の問題	四谷第四小学校のように、地域住民の要望により、廃校後も避難所として使用する学校もありますが、インフラ設備がないと災害時に生活の場として機能しないため、廃校後も使用している施設でないとして避難所と指定できません。また、統廃合による避難所運営管理協議会の見直しは、防災区民組織の意見を取り入れて随時行っています。また、避難所に入りきれない場合のフォローとして、私立大学や私立高校と協定を結んでいます。	危機管理課
126	事業93 避難所機能の充実	災害時の下水道利用について(トイレに関連して)	貯留量に制限のない下水道直結型トイレを設置しています。	危機管理課
127	事業93 避難所機能の充実	避難所運営管理協議会の開催をもって、避難所機能整備の進捗を検証できるのか	避難所機能の充実のソフト面として避難所運営管理協議会が存在しており、協議会が活発になるほど避難所機能の充実が図られます。	危機管理課
128	事業93 避難所機能の充実	モデル地区等を設定して避難訓練をおこない機能の過不足をチェックするなどして、それを他地域にフィードバックするような対処策も必要ではないか	モデル地区というわけではありませんが、各消防署管内ごとに1箇所を総合防災訓練会場として立ち上げ、防災関係機関を含めた訓練を実施しています。訓練の内容については各避難所で反省会を行い、次年度や資機材の充実に向けた検証をしています。	危機管理課

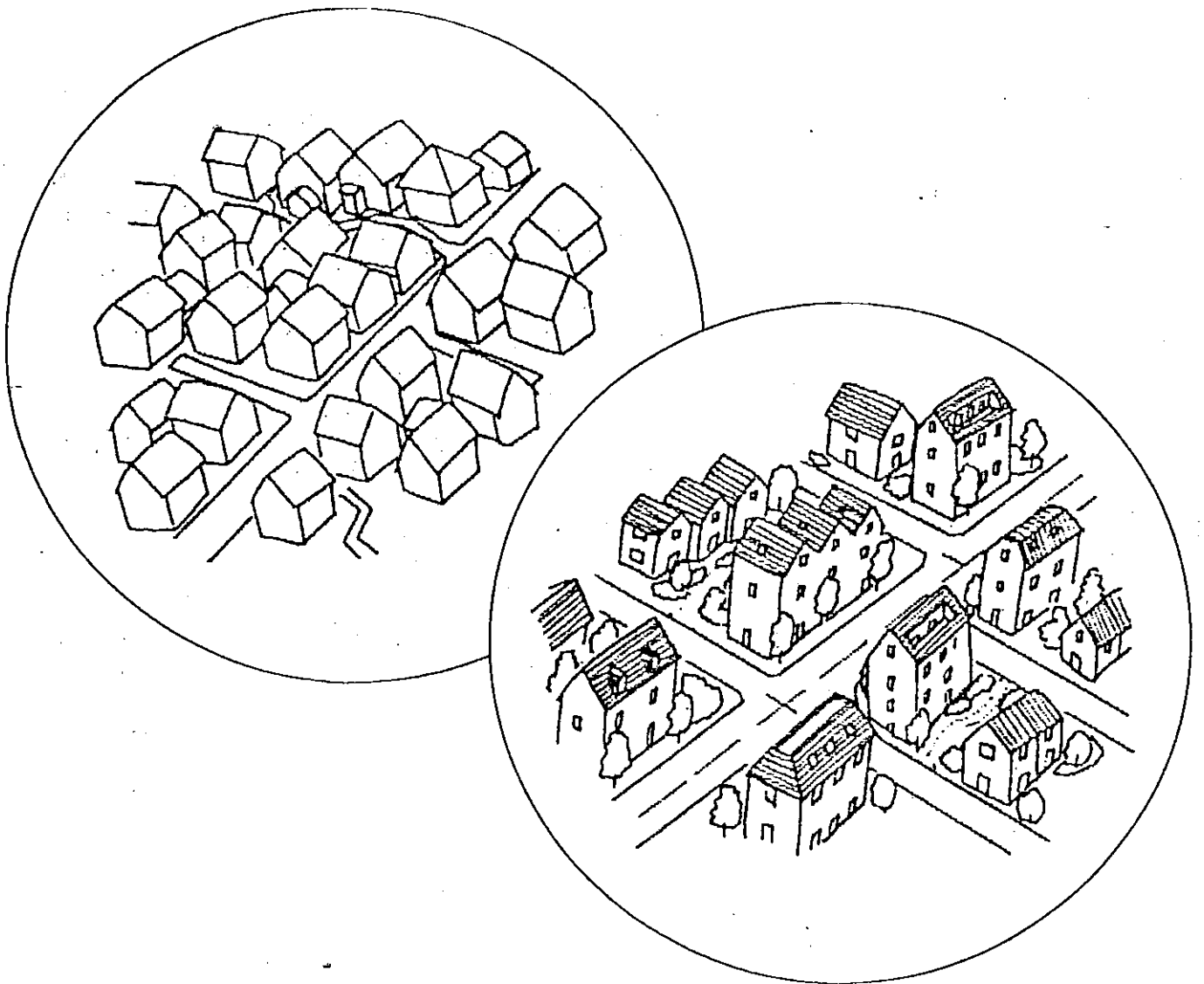
第3部会(コミュニティ、商工、文化、観光)のヒアリングのポイントに対する回答

No.	対 象	ヒアリングのポイント	回 答	所 管
129	事業95 職員防災住宅の整備	防災要員として一定の職員数は必要	保有している職員住宅を福利厚生目的のみならず、災害時の迅速な対応が図れるよう防災住宅として整備し位置付けることで、防災対策要員を増員しました。(加賀町住宅の改修により、24人 36人) (防災住宅として位置付けたことにより、所管を19年4月より職員課から危機管理課に移しました。)	危機管理課 職員課

密集市街地の建替え助成

—新宿区木造住宅密集地区整備促進事業—

(木 密 事 業)



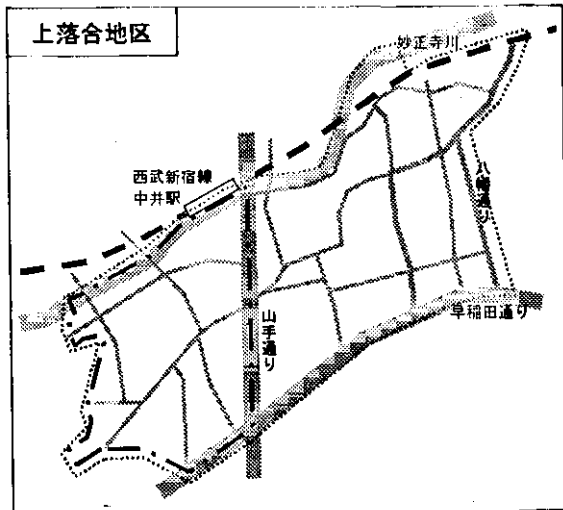
新宿区

木密事業とは...

新宿区は、西新宿の超高層ビル群のような一大商業・業務ゾーンを抱える一方、幹線道路の内側では道路が狭く老朽化した木造の建物が密集している地区を多く抱えています。

その中でも特に、防災上の観点から整備を必要としている地区を対象に、古い建物を建て替える際の助成制度を設けています。

対象となる地区

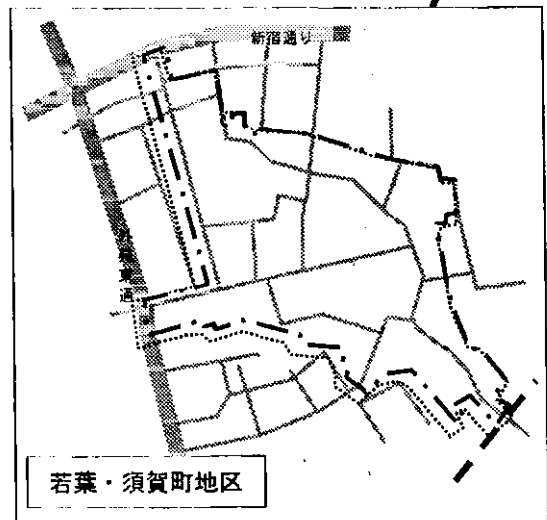
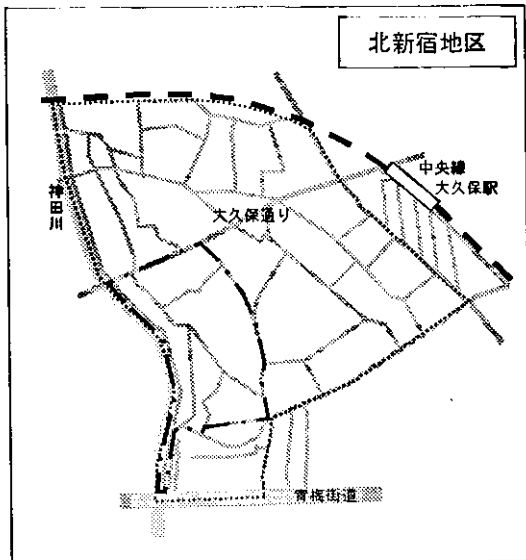
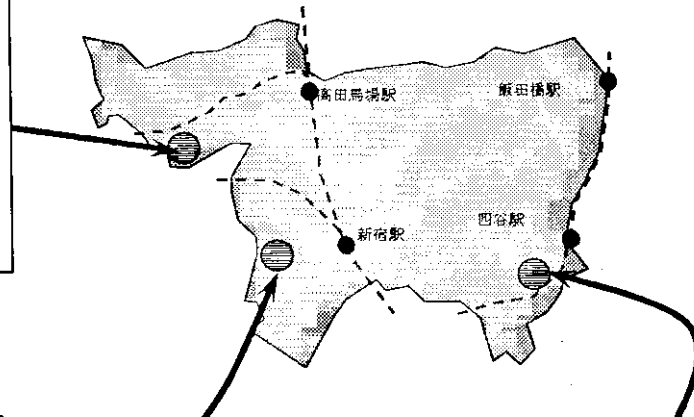


北新宿地区——北新宿二丁目の一部（東京都施行市街地再開発事業区域を除く区域）

若葉・須賀町地区——若葉一丁目の一部、二丁目、三丁目、須賀町、南元町の一部、信濃町の一部、左門町の一部、四谷三丁目の一部

上落合地区——上落合三丁目

※なお、対象となる地区のうち、他のまちづくりに関する事業の計画がある場合は木密事業の適用ができない場合があります。



凡	例
	新宿区木造住宅密集地区整備促進事業区域 (防災再開発促進地区)
	密集住宅市街地整備促進事業区域

助成の要件

項目	要件			
	個別建替(※1)	協調建替(※2)	共同建替(※3)	認定建替(※4)
従前建物	耐用年数の2/3以上を経過していること			除却する建築物の建築面積のうち、「延焼防止上支障がある木造建築物」(※5)の建築面積の占める割合が50%以上
敷地面積	100㎡以上	150㎡以上 (各75㎡以上)	150㎡以上	200㎡以上
構造	耐火建築物又は準耐火建築物(ただし、木造は除く)			
階数	地上3階建以上			
設備	各戸毎に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えていること			
建型形式	重ね建住宅、連続住宅、共同住宅であること			
住宅各戸規模	世帯用は3.7㎡以上で居室が2以上、単身用は2.1㎡以上で居室が1以上あること			
住宅部分の比率	賃貸住宅が2戸以上で、その床面積の合計が賃貸住宅等の延床面積の1/2以上であること			
世帯用住宅の比率	賃貸住宅のうち、世帯用住宅の面積が1/2以上であること			
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 道路から出入口は段差なし 廊下幅 片廊下=1, 200mm以上 中廊下=1, 800mm以上 階段幅 1, 200mm以上(エレベーター有り 900mm以上) 蹴上げ 200mm以下 踏面 240mm以上 廊下、階段手すり設置 			
壁面の位置	建築物の壁面を道路境界から50cm以上後退させること又は、1階部分を1m以上後退させること			建築物の壁面を道路境界及び隣地境界から50cm以上後退させること
空地の規模	敷地面積の10%以上の広さを有する一定のまとまりのある空地(緑地を含む)を確保したものであること			
緑地の規模	道路に面して敷地面積の3%以上の緑地を確保すること			
外観等のデザイン	建築物の形状、外壁等の色彩は、周辺の環境に配慮したものとすること			
まちづくりに寄与	「新宿区細街路拡幅整備事業」に協力すること			

※1：個別建替とは、一人の土地所有者等が単一の敷地で行う建替えのことをいいます。

※2：協調建替とは、複数の土地所有者等が一体性に配慮した設計に基づいて、各土地所有者等が行う建替えのことをいいます。

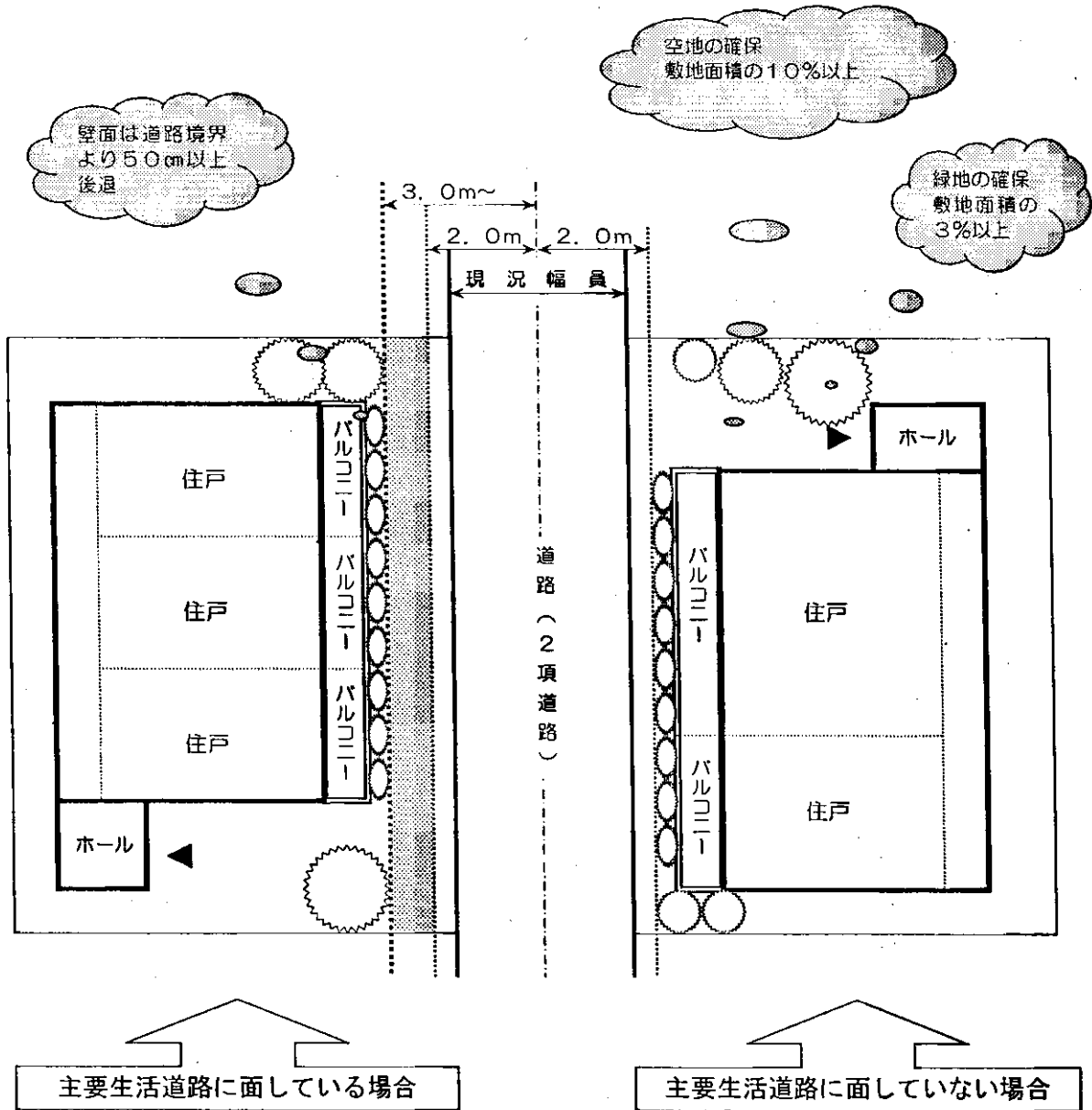
※3：共同建替とは、複数の土地所有者等が共同して行う建替えのことをいいます。

※4：認定建替とは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(以下「密集市街地整備法」という。)第5条第1項に規定する建替計画の認定を受けた認定事業者が行う建替えをいいます。

※5：「延焼防止上支障がある木造建築物」とは、①のいずれかに該当し、かつ②であるもの。

- ①
- イ 外壁又は軒裏で延焼のおそれのある部分が防火構造でない
 - ロ 屋根が不燃材料でない
 - ハ 建ぺい率が80%を超えている
 - ニ 接道が2m未満

- ② 基準入力エネルギーが保有限界エネルギーを超えるもの(構造計算による)



区の事業計画で、主要生活道路が優先路線となっている場合については、後退部分()の敷地面積を除いて計画すること。

※ 主要生活道路とは、
 災害時において、緊急車両の進入や住民の避難路として使用できるようにするため、事業地区内において路線指定した道路をいいます。
 主要生活道路に接する敷地の場合は、道路中心から3m下がって計画してください。(路線によっては、3m以上の場合もあります。)

助成の対象者

助成の対象となる建築主は、2年以上土地又は建物の権利を有している次の方です。

(共同建替などの場合で、特に区長が認めた場合はこの限りではありません。)

個人

中小企業基本法第2条に規定する者。
(ただし、宅地建物取引業者がその業務の目的として建替える場合は除く。)

中小企業者

公益法人

「密集市街地整備法」第5条第1項に基づく建替計画の認定を受けた者。

認定事業者

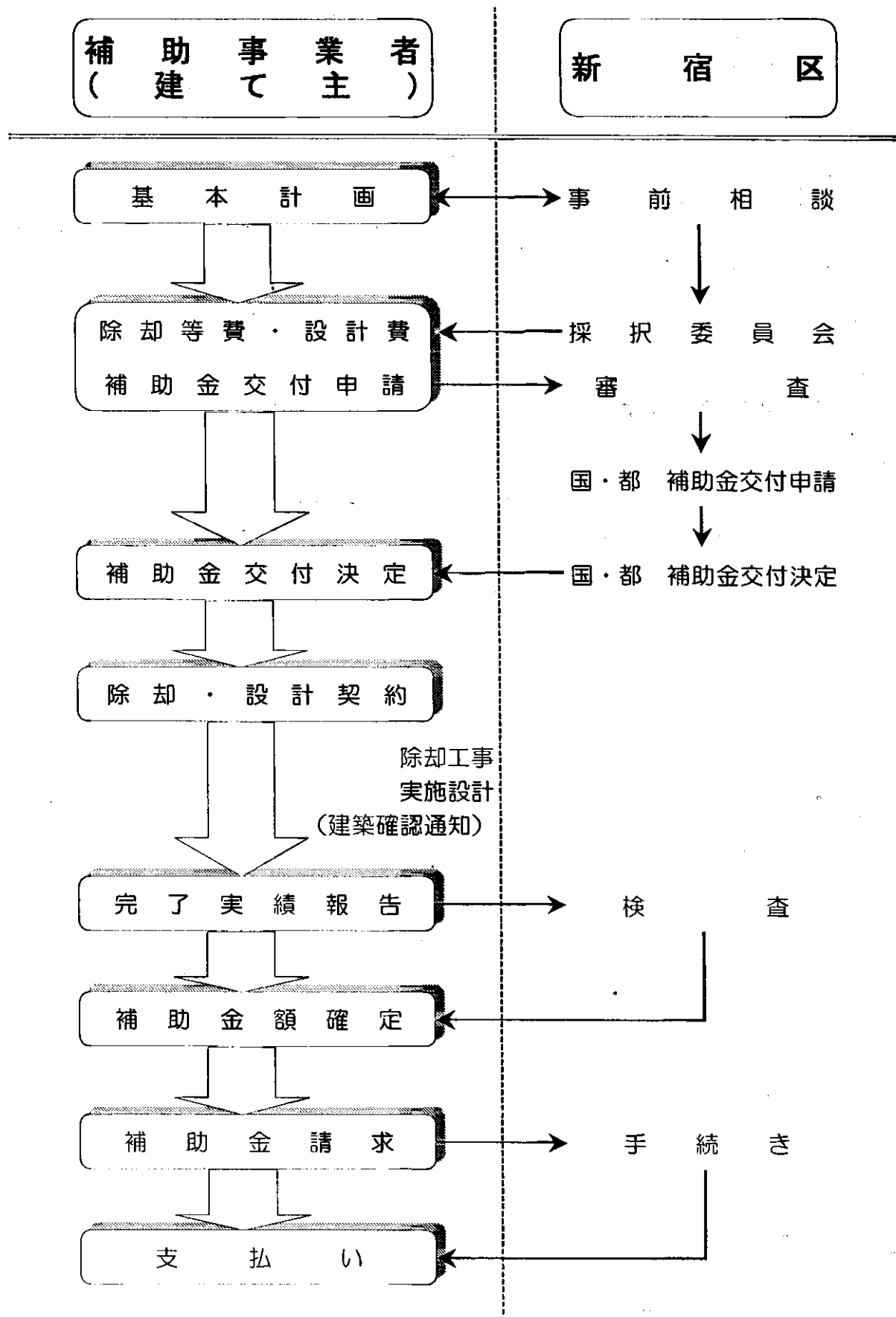
助成の内容

助成の内容			■協調・共同建替 ■区の事業計画により前面道路が主要生活道路(優先路線)に位置付けられている場合の建替え	■左記以外の建替え
種別	内容			
建替促進補助金	除却等費	現在の建物を取り壊して整地にかかる費用のうち、約2/3が助成されます。	●	●
	建築設計費	建替えのための設計費のうち、約2/3が助成されます。 (一部、工事監理費も含む。)	●	×
	共同施設整備費	廊下、階段、エレベーター、給排水設備、外構など、共同で使用する部分の工事にかかる費用のうち、約2/3が助成されます。	●	●

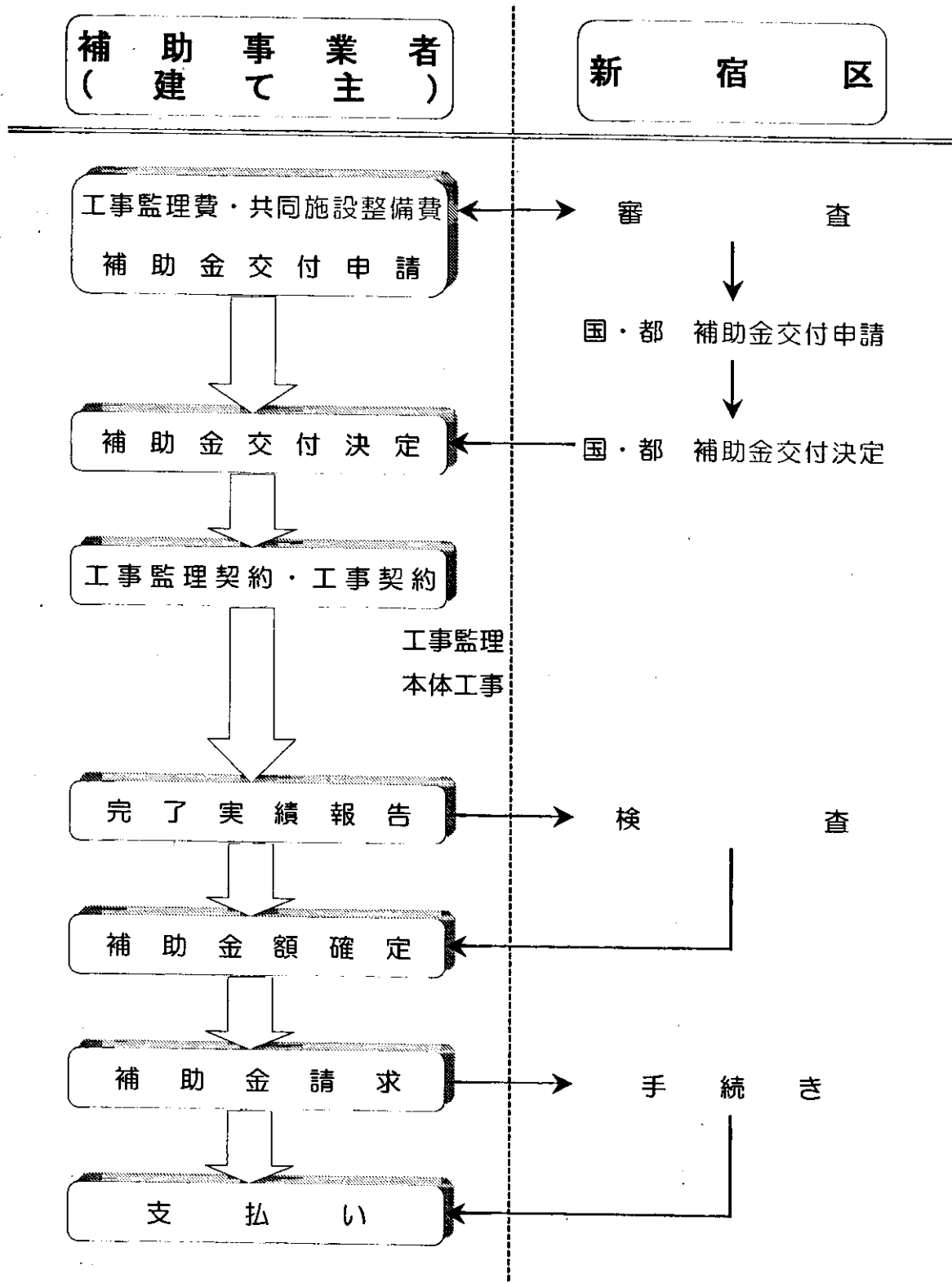
(注1) 上記内容については、限度額であり、区の予算の範囲内で助成されます。

助成の手続き

1. 除却工事～設計まで



2. 工事監理～共同施設整備まで



※ 補助金の申請手続きは、予想以上の期間がかかる場合があります。余裕をもって計画するようお願いいたします。

その他の支援

● 従前居住者用住宅への入居

木密事業の適用を受けて建替えられる住宅に、2年以上継続して居住している方で、建替えにより住宅に困窮し、収入等が一定の条件に合う方に対して、区の事業用住宅に入居することができます。

また、建替え期間中の仮住居として入居することも可能です。

※ 平成18年度より、助成できる条件が変わる予定です

お問い合わせ先

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所8階

新宿区都市計画部地域整備課

TEL: 3209-1111 (内線) 4474~4476

(直通) 5273-3844 FAX: 3209-9227

平成17年4月



古紙含有率100%再生紙を使用しています。

「水辺と緑・風・歴史・文化を感じる美しいまち新宿」 の実現に向けて

～新宿区の街路樹管理の取り組み～



文化センター通り

街路樹は、まちの中で必ず目にする代表的な都会の緑です。

新宿区では、「新宿りっぱな街路樹運動」として、これまで道路の付属物として扱われてきた街路樹を、都市の緑の骨格として位置付け、まちにうるおいと快適さをもたらす空間づくりに努めていきます。



■新宿区内の街路樹がある道路

街路樹は、区内の国道、都道、区道にみられます。国道や都道は幹線道路として、同じ樹種（プラタナスやイチヨウなど）が並木上に植栽されています。

区道の街路樹はバラエティーに富み、様々な樹種が色々な場所で植栽されています。

新宿区の街路樹

新宿区の街路樹は、幹線道路や繁華街、商店街など様々な場所、様々な形態で見られます。このような個性を活かし、さらに魅力を高めるため、それぞれの性格や街路樹の現況に応じた管理を実施していきます。

準幹線道路：樹高や枝張りの数値目標を設定して、樹形が統一された並木の形成を図ります。

アプローチ道路：人や車をわかり易く誘導するとともに、街並みのデザインと調和する樹木管理を進めます。

サクラ堤：サクラの育成を良好に保つ樹木管理を進めます。

地域内道路：近隣住民に親しまれる樹木管理を進めます。

繁華街道路：繁華街という特殊条件の中で、個々の樹木の健全な育成に努めます。

スポットの緑：ランドマークになるような樹木管理を進めます。



72号線 (ケヤキ)

準幹線道路



新宿通り (プラタナス)



ミュージックセンター前通り
(ケヤキ・イチョウ)

アプローチ道路



ギャラリー通り (ケヤキ)



神田川自転車歩行者道 (ソメイヨシノ)

サクラ堤



外濠法面 (ソメイヨシノ)



柳家通り (ケヤキ)

地域内道路



市谷左内町 (クスノキ)



モア街 (ケヤキ)

繁華街道路



■街路樹の維持管理における4つの基本的な考え方

区道では、「りっぱな街路樹」への実現に向けた街路樹管理を行うために、「まちの骨格となるみどりとすること」「より魅力的にしていこう」とを念頭に、以下のように基本方針を設定しました。

- 1 街路樹をできるだけ大きく育てます
- 2 幹線道路や繁華街、住宅地など、各々の場所にあった街路樹の管理を行います
- 3 新緑や紅葉、花が楽しめるような管理を行います
- 4 道のサポーターや落葉清掃等、住民の皆さんと区が協働する取り組みを広げていきます



高戸塚 (ソメイヨシノ)



スポットの緑

街路樹の紹介



コブシ



サルスベリ

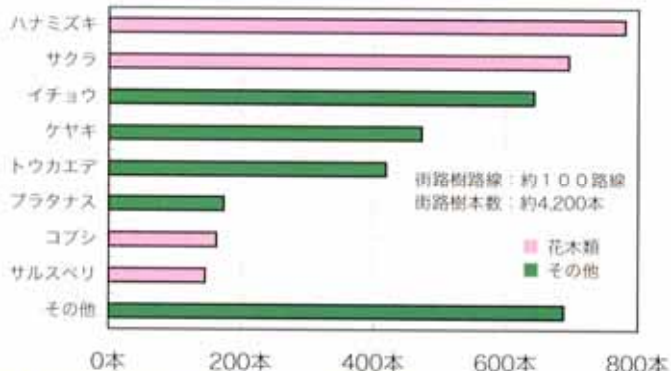


ハナミズキ



イチョウ

街路樹は、区内の国道、都道、区道にみられます。国道や都道は幹線道路として、同じ樹種（プラタナスやイチョウなど）が並木上に植栽されています。区道の街路樹はバラエティーに富み、様々な樹種が色々な場所で植栽されています。



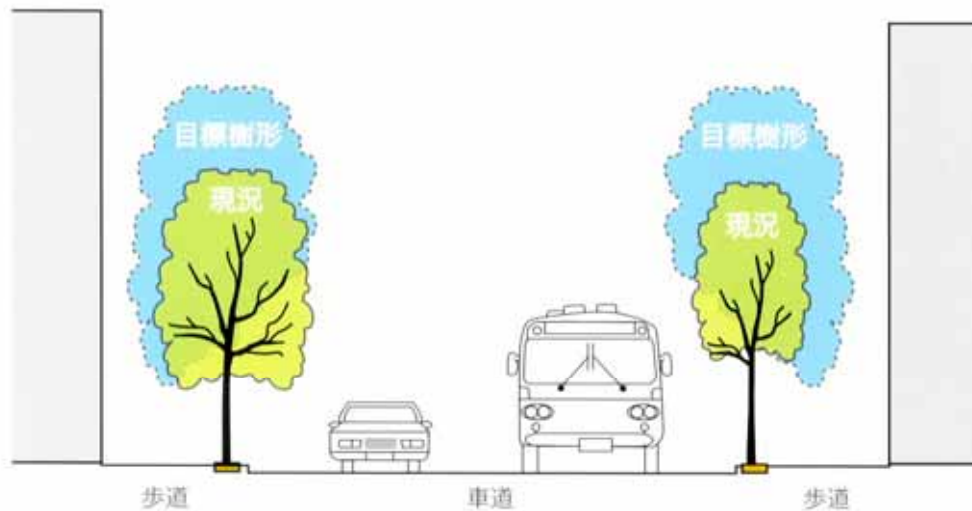
ムサシノ通り (マテバシイ)

■街路樹の魅力アップさせる取組み

緑量豊かで魅力ある街路樹にするために、路線毎に切り過ぎない剪定を行います。
花や紅葉、新緑を楽しめるよう、適切な時期での剪定を行います。

<管理方針（目標樹形）の設定>

街路樹のある路線毎に、樹種や場所の特性に考慮した目標とする樹形を定め、それに向けた維持管理を行います。



<剪定スケジュールの設定>

樹種毎の特性に応じて、路線毎に剪定スケジュールを設定しました。特に新緑や紅葉、花を楽しめるように剪定の時期に考慮して実施します。

樹種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
樹木の生育変化	葉の展開		夏期休眠				落葉期			休眠期		
落葉広葉樹 イチヨウ、ケヤキ、トウカエデ、プラタナス等			■						■			
常緑広葉樹 クスノキ、シラカシ等			■						■			
花木類 コブシ、ハナモモ、ハナミズキ等		■							■			

■ 冬期剪定（枝のバランスを見ながら樹木全体の骨格をつくる基本的な剪定。）
■ 夏期剪定（冬期剪定後の枝の密度や乱れを整える剪定。）

※落葉時期における対応

街路樹の状況に応じて、伸びすぎた枝を落とすとともに風通しを良くする剪定を夏から秋に実施する等、落ち葉の量を減らす工夫を行います。区でも、落葉の際の道路清掃をできるだけ行いますが、沿道の皆様には、ご理解いただき、落葉清掃等へのご協力をお願いいたします。



新宿区環境土木部土木課 <http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/>

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-5273-3914

FAX：03-3209-5595

◆街路樹の維持管理に関すること

東部道路公園事務所 03-5361-2451

西部道路公園事務所 03-3364-2421

平成19年3月

ごみ減量目標について

1 これまでの数値目標

(1) 現行一般廃棄物処理基本計画

- ・ごみ発生量の抑制 - 新たに発生する事業系ごみの10%相当(数値把握困難)
- ・家庭ごみの排出抑制 - 各種資源回収の強化(数値なし)
- ・事業系ごみの排出抑制 - 大規模事業者再利用率約4割 18年度に5割
- 小規模排出指導の範囲拡大、自主的取組への連携(数値なし)

(新宿区の状況)

表1 大規模建築物再資源化率
(可燃物での統計)

年度	再利用率
10	42.2%
15	49.2%
16	51.4%
17	52.4%

目標 18年度 50.0%
*不燃物には産業廃棄物も含むので、統計から除外

基本データ

年度	区収集分 ごみ量 ^t	資源 ^t	持込 ^t	年度内1月1日		
				住基	外国人	計(人)
9	132,191	11,288	102,000	262,928	19,701	282,629
10	129,675	11,060	100,000	263,811	20,210	284,021
11	113,015	17,074	101,000	263,417	21,780	285,197
12	105,236	22,770	103,000	264,512	24,149	288,661
13	103,420	22,372	108,000	265,592	26,582	292,174
14	102,299	22,050	106,000	268,101	28,116	296,217
15	101,507	21,469	106,000	270,542	29,143	299,685
16	97,762	20,380	101,000	273,596	28,272	301,868
17	96,442	20,379	99,000	275,771	29,765	305,536
18	93,333	20,844	96,000	277,078	30,337	307,415

(2) 新宿区環境基本計画(平成15年度～24年度)

- ・平成19年度までに資源化率20%を達成する。
資源化率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)
- ・24年度までに1人1日あたりごみ排出量を12年度を基準に20%削減する。
(区収集ごみ量を人口で割り返している)

表2 資源化率

年度	資源化率%
12	17.8%
13	17.8%
14	17.7%
15	17.5%
16	17.3%
17	17.4%
18	18.3%

目標 19年度 20.0%

表3 1人1日あたりごみ量

年度	区収集分 ごみ量 ^t	年度内1月 1日人口	1人1日ごみ 量 ^g	対12年 度割合
12	105,236	288,661	999	100%
13	103,420	292,174	970	97%
14	102,299	296,217	946	95%
15	101,507	299,685	928	93%
16	97,762	301,868	887	89%
17	96,442	305,536	865	87%
18	93,333	307,415	832	83%

目標 24年度 799 80%

(3) 新宿区第四次実施計画(平成17年度～19年度)

- ・平成19年度までに資源化率20%を達成する。
資源化率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)
- ・19年度までに集団回収への参加率を60%にする。
参加率 = 資源集団回収参加世帯数 / 区内世帯数

集団回収参加率 15年度47.9% 18年度48.7%

(4) 国:循環資源型社会形成推進基本計画(平15年3月)

- ・1人1日あたり家庭から排出するごみの量(資源回収されるものを除く。)を、平成12年度比で、22年度において20%減に、1日あたりに事業所から排出されるごみの量(資源回収されるものを除く。)を平成12年度比で、22年度において20%減にする。

区収集ごみのうちの家庭ごみ、事業系ごみの内訳が特定できないため、家庭ごみ = 区収集ごみとみなすと

表3 1人1日あたりごみ量のとおり

事業系については事業所あたりのごみ量の特定ができない
なお、持込ごみについては総量で、12年度 18年度 7%減

(5) 国:廃棄物減量等に関する基本方針(環境省)(平17年5月)

- ・平成9年度に対し、22年度において一般廃棄物排出量を5%削減し、再生利用量を約11%から約24%に増加させ、最終処分量をおおむね半減する。

表4 排出量

年度	区収集ごみ ^t	資源 ^t	計 ^t	対9年度 割合
9	132,191	11,288	143,479	100%
10	129,675	11,060	140,735	98%
11	113,015	17,074	130,089	91%
12	105,236	22,770	128,006	89%
13	103,420	22,372	125,792	88%
14	102,299	22,050	124,349	87%
15	101,507	21,469	122,976	86%
16	97,762	20,380	118,142	82%
17	96,442	20,379	116,821	81%
18	93,333	20,844	114,177	80%

一般廃棄物 = 区収集ごみとし、再生利用量 = 行政回収資源 + 集団回収資源とする。

参考:表4に持ち込みごみを加えた排出量

年度	総排出量 (区収集・ 資源・持 込)	対9年度 割合
9	245,479	100%
10	240,735	98%
11	231,089	94%
12	231,006	94%
13	233,792	95%
14	230,349	94%
15	228,976	93%
16	219,142	89%
17	215,821	88%
18	210,177	86%

*事業者系の再生利用量は特定できないため含んでいない。

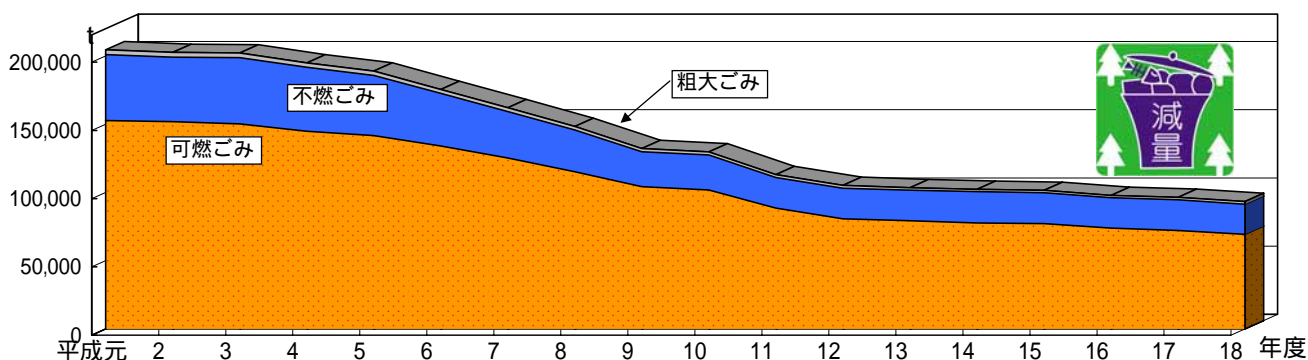
新宿区のごみ量・リサイクル量

新宿区資源清掃対策室作成
2007.6.29

新宿区のごみ量

種別/年度	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9
可燃ごみ	152,676	151,871	150,179	144,804	141,621	134,063	125,177	115,177	104,257
不燃ごみ	48,322	47,229	48,528	46,890	44,071	38,503	34,076	30,538	25,510
粗大ごみ	3,492	3,476	3,478	3,177	3,187	2,891	2,847	2,645	2,424
区(局)収計	204,490	202,576	202,185	194,871	188,879	175,457	162,100	148,360	132,191

種別/年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18
可燃ごみ	101,828	88,573	80,657	79,254	77,619	77,105	73,825	72,154	69,315
不燃ごみ	25,588	22,391	22,368	22,417	22,975	22,682	22,331	22,464	22,034
粗大ごみ	2,259	2,051	2,211	1,749	1,705	1,720	1,606	1,824	1,984
区(局)収計	129,675	113,015	105,236	103,420	102,299	101,507	97,762	96,442	93,333



新宿区のリサイクル量

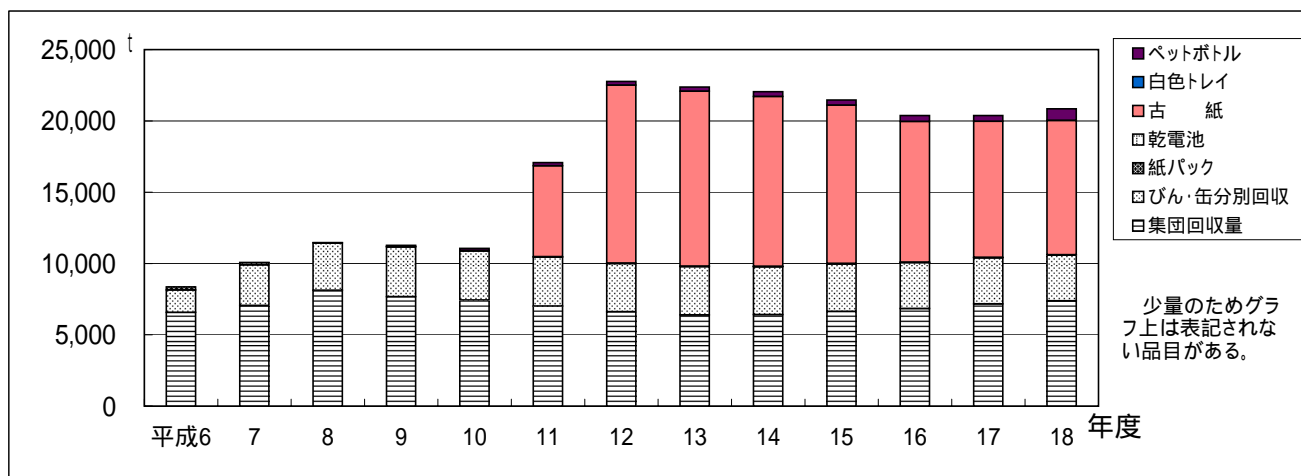
新宿区資源清掃対策室作成
2007.11.6

種別/年度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
集団回収量	6,578	7,063	8,126	7,675	7,436	7,012	6,618	6,396	6,416	6,648	6,843	7,172	7,383
びん・缶分別回収	1,565	2,849	3,314	3,488	3,449	3,440	3,378	3,387	3,353	3,328	3,220	3,230	3,204
紙パック	213	163	24	30	28	32	34	13	12	11	10	9	9
乾電池								22	23	23	22	23	21
古紙						6,366	12,483	12,265	11,909	11,094	9,867	9,536	9,418
白色トレイ													1
ペットボトル				82	147	224	257	289	338	366	418	408	809
計	8,356	10,075	11,464	11,275	11,060	17,074	22,770	22,372	22,051	21,470	20,380	20,379	20,844

*1 古紙の集積所回収(ルール)は、平成11年10月から実施。 *3 ペットボトルの回収を平成18年度からびん缶拠点に拡大。

*2 ペットボトルの店頭回収(ルール)は、平成9年4月から実施。 *4 白色トレイの回収は、平成18年6月から実施。

*5 端数処理のため、項目ごとの集計値が表中の合計値と合わない場合がある。



新宿区のリサイクル量

(単位:t)

種別/年度	12	13	14	15	16	17	18
集団回収量	6,618	6,396	6,416	6,648	6,843	7,172	7,383
びん・缶分別回収	3,378	3,387	3,353	3,328	3,220	3,230	3,204
紙パック	34	13	12	11	10	9	9
乾電池		22	23	23	22	23	21
古紙	12,483	12,265	11,909	11,094	9,867	9,536	9,418
白色トレイ							1
ペットボトル	257	289	338	366	418	408	809
計	22,770	22,372	22,051	21,470	20,380	20,378	20,844

* ペットボトルの回収を平成18年度からびん缶拠点に拡大。

* 白色トレイの回収は、平成18年6月から実施。

* 1t未満の端数処理のため、計と一致しない場合がある。

資源回収の推進 決算額

(単位:千円)

事業名/年度	12	13	14	15	16	17	18
リサイクル活動団体への支援	68,238	67,694	66,764	64,458	66,338	67,094	69,103
びん・缶の分別回収	299,577	279,831	279,697	268,547	266,135	266,533	266,502
紙パック	274	252	252	126	126	152	611
乾電池の回収	4,892	5,017	4,055	3,762	1,908	2,039	1,822
古紙の回収	227,032	190,997	164,381	144,378	135,787	145,023	152,152
白色トレイの回収							1,249
ペットボトルの回収	67,078	68,237	68,507	65,219	65,608	74,248	130,343
計	667,089	612,025	583,654	546,488	535,901	555,087	621,781
リサイクル活動団体への支援の資源回収作業委託の実績:25,087千円 5台(12~18年度同額)							

* 各事業千円未満切り上げのため計と一致しない。

普及啓発事業 決算額

(単位:千円)

事業名/年度	12	13	14	15	16	17	18
普及啓発事業	6,280	7,291	3,134	4,700	2,846	3,973	5,108

* 事業名は、12~14年度はごみ減量化等の推進(1)普及啓発、15・16年度は循環型社会形成に向けた普及啓発、17・18年度はごみの発生抑制に向けた普及啓発

* 13年度までは、リサイクル新聞「すてないで」を単独で発行

* ごみとリサイクルガイドブック「ステップアップ」は13,15,17年度の隔年で作成



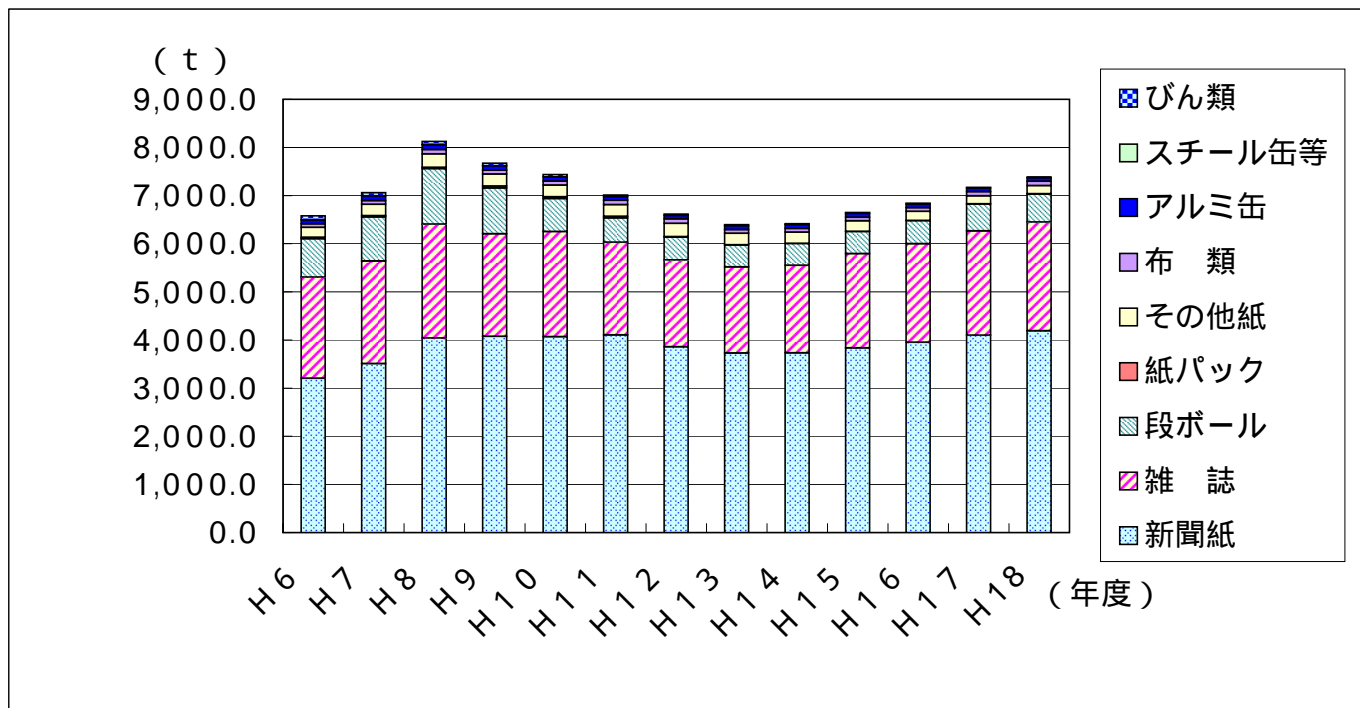
新宿区新宿清掃事務所作成
2007.5.31

資源集団回収実績

(単位：t)

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
新聞紙	3,205.9	3,509.8	4,038.2	4,076.4	4,070.7	4,107.4	3,861.4	3,730.7	3,734.5	3,836.3	3,954.5	4,098.5	4,192.5
雑誌	2,100.9	2,131.7	2,369.9	2,131.2	2,184.3	1,922.4	1,801.1	1,788.2	1,819.4	1,958.9	2,046.1	2,167.3	2,258.7
段ボール	797.4	914.8	1,152.3	950.7	685.0	507.4	479.2	456.9	449.0	459.6	479.1	560.3	580.3
紙パック	31.4	26.7	27.1	38.8	34.2	31.8	4.7	3.6	4.0	3.3	3.5	4.2	5.4
その他紙	204.3	236.4	278.3	250.1	243.9	244.9	276.0	238.4	235.1	217.2	189.3	165.9	170.8
紙類計	6,339.9	6,819.4	7,865.8	7,447.2	7,218.1	6,813.9	6,422.4	6,217.8	6,242.0	6,475.3	6,672.5	6,996.2	7,207.7
布類	75.1	76.8	90.3	79.8	84.5	87.0	93.4	74.6	74.6	73.6	78.2	84.1	88.5
アルミ缶	78.9	97.7	101.1	93.2	85.8	77.2	72.1	81.1	79.6	79.4	76.2	77.3	73.9
スチール缶等	0.2	0.4	0.3	0.4	0.0	0.4	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
金属合計	79.1	98.1	101.4	93.6	85.8	77.6	72.1	81.2	79.6	79.5	76.2	77.3	74.0
びん類	84.2	68.2	68.5	54.0	47.4	33.8	29.8	22.8	19.8	19.5	16.3	14.6	12.5
合計	6,578.3	7,062.5	8,126.0	7,674.6	7,435.8	7,012.3	6,617.7	6,396.5	6,416.0	6,647.9	6,843.2	7,172.2	7,382.7

小数点第2位以下は、四捨五入してあります。



集団回収登録団体(世帯数)参加率推移

2007/6/22現在

(平成) 年度	集団回収登録(年度末)			世帯数 (A) 1	新宿区統計(2)			参加率 $\left[\frac{A}{B} \right] \times 100$
	団体数		人口		外国人口	世帯数 (B)		
	登録	廃止					団体数	
6	26	1	244	69,261	266,622	18,815	137,334	50.4
7	41	2	283	73,035	264,095	18,834	137,701	53.0
8	20	4	300	75,914	262,182	19,056	138,660	54.7
9	16	2	314	77,033	262,928	19,701	140,496	54.8
10	9	9	314	77,082	263,811	20,210	142,685	54.0
11	5	14	305	75,447	263,417	21,780	143,677	52.5
12	6	10	301	74,537	264,512	24,149	146,084	51.0
13	2	4	299	74,561	265,592	26,582	148,287	50.3
14	3	5	297	74,345	268,101	28,116	151,201	49.2
15	12	6	303	73,703	270,542	29,143	153,970	47.9
16	40	5	338	76,255	273,596	28,272	157,395	48.4
17	26	4	360	78,571	275,771	29,765	160,236	49.0
18	22	4	378	79,116	277,078	30,337	162,567	48.7
19	4	1	381	79,555	277,741	31,986	163,904	48.5
20								

1 団体登録時に申請した世帯数

2 該当年度に属する1月1日現在

集 団 回 収 参 加 数

地 区	町会数	実施町会数	実施マンション等
四 谷	2 9	1 5	3 5
箆 筥	4 4	2 5	3 0
榎 町	2 7	2 4	1 5
若松町	1 6	1 2	3 5
大久保	2 1	9	3 2
戸 塚	2 5	1 4	3 4
落 一	8	8	2 4
落 二	6	6	1 0
柏 木	1 3	1 1	1 1
角 筥	7	2	8
計	1 9 6	1 2 6	2 3 4

平成 18 年 3 月 3 1 日現在

「幼保一元化推進の視点は？」ということについて

全国レベルで幼保連携・一元化を捉えた場合、古くからある幼保一体化論、幼保の需要と供給のミスマッチによる保育所待機児童の発生や幼稚園の定員割れの解消、それぞれの施設の老朽化に対する一体的な運用、規制緩和の流れの中での一体化論等、様々な視点から議論がなされ、各自治体の取組みは行われていますが、新宿区は、区として掲げる「幼保連携・一元化の理念」を実現することを目的として、「幼稚園と保育園の連携・一元化」を進めてきています。

区では、幼稚園の文化と保育園の文化が融合し、あらたな価値を備えた子どもの育ちの環境を創造する、子どもを真ん中に保護者と地域の人々と保育者が手を携え、子どもの幸せを実現する、子育ての大切さをみんなで認め合い、子どもと子育て家庭を支援する地域をめざすことの3つを、連携・一元化の理念として掲げています。

幼稚園と保育園は、その保育・教育内容をつかさどる幼稚園教育要領・保育所保育指針のレベルでの整合は図られつつありますが、一方、保護者の就労の有無で就学前の子どもの育ちの環境が区分されている施設であるともいえます。また、核家族化や地域社会との関係が希薄になる中では、子育てに悩む乳幼児を持つ保護者への支援や、保護者同士の関係づくりを太くしていくことなども求められています。

このような中、新宿区の幼保連携・一元化の取組みは、「子どもの育ち」ということを真正面から捉え、就学前の子どもが同じ環境の下で保育・教育が受けられることを保障すること、子育て中の家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを直接の事業の目的としているところです。

また、こうした区の取組みに対する保護者や職員の理解が深まること、そして、区民に理解され、地域に支えられる中で、事業が展開できることを、幼保連携・一元化のねらい（視点）としてきているところです。

幼保連携・一元化の目的やねらいについては上述のとおりですが、総合評価にあたっては、各評価基準に基づく評価とあわせて、次の点に留意して評価を行いました。

〔愛日幼稚園・中町保育園の幼保連携事業〕

17年9月から、幼保連携の取組みを進めてきている園として、子どもの育ちの部分について、事業の目的・ねらいが達成できたか。

〔四谷子ども園〕

幼保が一元化した新たな施設として、制度設計を行うのにあたって、十分に、目的やねらいを達成するためのしくみとすることができたのか。保護者や地域の方に対して、区として掲げる幼保連携・一元化の理念や、子ども園のしくみについて、十分な理解と支持が得られたか？また、そのことが客観的に検証できるか。

評価内容

愛日幼稚園と中町保育園の幼保連携については、日々の保育による連携や幼保合同の行事を実施することにより、子どもたちが相互に刺激しあい、活動や交流は広がっていることが確認できています。

就学前の子ども保育・教育は、子どもを取り巻く環境の構成を通して、子どもの好奇心や探究心を育て、それらを生活に取り入れていくことや、人との関わり合いの中で、自立心を育て、人とかかわる力を養うことなどを目的としています。

幼保の連携によって、より多くの子どもたち・生活スタイルの違う子どもたちが一緒になって、保育教育を行うことは、子どもの自立心や好奇心、探究心を醸成するものであり、園での保育・教育を通して、子どもたちのこうした姿が確認できているところです。

また、18年度には、こうした連携をより広げ・深めていくための取組みとして、19年度からの幼保の子どもを1つのクラスで保育・教育を行う合同保育の実施について、決定することができました。こうした点についても、この事業を着実に次のステップに進めていくことができたものとして評価しています。

次に、四谷子ども園についてです。

まず、子ども園の制度設計についてですが、以下の4点から、子ども園の制度を構築するのにあたり、目的やねらいを十分に達成できたものと捉えています。

子ども園条例の制定と認定こども園の認定を取得することによる自治体としての取組み姿勢の明確化

全国レベルでこども園や幼保一元化施設をみた場合、条例上の根拠は従来の幼稚園・保育園のまま、単に、合築施設として、子ども園や幼保一元化施設として運用しているもの、地方自治法180条の2に根拠をおいた事務処理上のルールを定めているだけのものなど、取組みの方法は様々です。

新宿区の場合は、子ども園条例という新たな公の施設に関する条例をつくることにより、条例レベルで、区の理念や、理念を実現するための一貫した保育教育計画の策定、保育時間と保育料の選択制度等、自治体としての取組姿勢を明確に打ち出すとともに、子ども園のしくみを担保しています。

0歳児から就学前までの一貫した保育・教育計画の策定

子ども園の保育・教育の内容を担保する計画です。区立保育園は保育所保育指針に基づく保育計画、区立幼稚園は幼稚園教育要領に基づく教育課程を策定し、保育・教育を行っています。

保育所保育指針と幼稚園教育要領の内容は整合性が図られてきていますが、年間の保育・教育を行う上での各学期や期の捉え方の違い等、保育教育の進め方等について、異なる部分があります。子ども園の開設にあたっては、幼稚園教諭・保育士からなるプロジェクトチームを編成し、議論を重ねることにより、0歳児から就学前までの一貫した保育・教育計画を策定してきています。

4・5歳児における保育時間選択制度の導入

保育園では、保護者が就労していることなど、所謂「保育に欠ける」ことが、保育園の入園・在園の資格要件として求められています。そのため、離職した場合には、保育園を退園しなければなりません。また、区立幼稚園では、午後2時までを保育時間としているため、保護者が仕事や社会参加の機会を得ようとした場合、これまでの区立幼稚園の保育時間では対応することができません。

子ども園では、短時間・中時間・長時間・型の4つの保育時間を設定することにより、保護者のライフスタイルの変化に応じた保育時間が選択でき、年度の途中であっても変更できるしくみを採用しました。また、このことにより、保育園・幼稚園を退園することなく、子どもの育ちの環境を保障するしくみを実現しています。

子育て相談・つどいのへや・一時保育による子育て支援事業の展開

子育てに関する保護者の不安の解消、保護者同士のつながりを深め、保護者同士が気軽に相談し合える関係をつくること、入院・看護・冠婚葬祭・各種会合出席等、一時的に保育ができない保護者を支援すること等を目的として、子育て相談・つどいのへや・一時保育の3事業を実施することとしました。

また、こうした子ども園のしくみに対する保護者や地域の理解と支持という点については、次のように捉えています。

四谷子ども園の設置については、平成16年4月に区として設置に関する政策決定を行いました。当初、四谷地区の小学校の統合協議会で、区立小学校の統合にあわせて、区立幼稚園の統合として進められてきたこともあり、区の政策決定については、統合協議会や保護者・地域・議会等から相当なご心配をいただいた経緯があります。

このような経緯を踏まえ、幼稚園・保育園・小学校・公募区民の方と区が一緒となった四谷幼保一元化懇談会を立ち上げ、区の掲げる理念に対する意見聴取を行い、保護者や地域の方と一体となって、子ども園の基本コンセプトづくり、事業計画や施設設計などを進めてきました。その結果、区の進める「幼保連携・一元化」の目的やねらい、幼稚園・保育園・子ども園のしくみに対する共通理解などが深まった状況が、懇談会参加者や保護者の声として、確認することができます。（詳しくは、区の幼保連携・一元化のホームページをご覧ください。）

また、こうした区の意図するところが、地域や区民の方に十分に支持された結果、従来の単体の区立幼稚園では4歳児の入園募集では10名前後しか応募がなかった状況が、子ども園の4歳児の入園申込みでは募集人員35名が埋まったこと、0歳児から3歳児も募集人員を上回る多くの方に申込みをいただいたことにつながっているものと理解しているところです。

以上のように、

愛日・中町の幼保連携については、子どもの育ちとして、事業の意図する内容が確認できること、また、幼保連携をより広げ・深める取組みとしての合同保育に進むことができたこと。

また、四谷子ども園については、幼保が一元化した新たな施設として、十分に、事業の目的やねらいを達成するための制度設計が成しえたこと、そして、区として掲げる幼保連携・一元化の理念や、子ども園のしくみについて、十分な理解と支持が得られたものと評価し、総合評価で「A」評価としているところです。

平成19年度 新宿区立小・中学校等児童生徒数 19.5.1現在

小学校	児童数							学級数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1 津久戸	31	30	36	32	26	30	185	1	1	1	1	1	1	6
2 江戸川	11	14	20	16	19	19	99	1	1	1	1	1	1	6
3 市谷	82	107	83	93	88	75	528	3	3	3	3	3	2	17
4 愛日	43	37	42	25	29	32	208	2	1	2	1	1	1	8
5 早稲田	81	99	100	92	76	96	544	3	3	3	3	2	3	17
6 鶴巻	35	24	24	17	35	37	172	1	1	1	1	1	1	6
7 牛込仲之	48	47	44	35	45	35	254	2	2	2	1	2	1	10
8 高久	12	10	21	12	9	15	79	1	1	1	1	1	1	6
9 余丁町	92	70	77	60	61	70	430	3	2	2	2	2	2	13
10 東戸山	56	47	42	40	43	65	293	2	2	2	1	2	2	11
11 四谷	63	59	66	52	61	42	343	2	2	2	2	2	2	12
12 四谷第六	22	27	27	32	30	32	170	1	1	1	1	1	1	6
13 花園	31	20	29	33	34	33	180	1	1	1	1	1	1	6
14 大久保	34	34	34	20	25	25	172	1	1	1	1	1	1	6
15 天神	22	15	23	13	14	21	108	1	1	1	1	1	1	6
16 戸山	66	79	85	60	72	65	427	2	2	3	2	2	2	13
17 戸塚第一	68	69	79	76	77	76	445	2	2	2	2	2	2	12
18 戸塚第二	25	42	26	31	22	32	178	1	2	1	1	1	1	7
19 戸塚第三	17	25	22	14	30	25	133	1	1	1	1	1	1	6
20 落合第一	72	84	55	67	55	73	406	2	3	2	2	2	2	13
21 落合第二	41	37	29	44	36	35	222	2	1	1	2	1	1	8
22 落合第三	108	57	63	86	82	71	467	3	2	2	3	3	2	15
23 落合第四	58	45	59	50	61	56	329	2	2	2	2	2	2	12
24 落合第五	17	22	28	21	24	39	151	1	1	1	1	1	1	6
25 落合第六	28	37	24	27	31	29	176	1	1	1	1	1	1	6
26 澁橋第四	45	65	57	31	51	41	290	2	2	2	1	2	2	11
27 柏木	57	70	52	48	49	45	321	2	2	2	2	2	2	12
28 西新宿	41	32	29	30	34	32	198	2	1	1	1	1	1	7
29 西戸山	74	75	69	73	64	60	415	2	2	2	2	2	2	12
小学校計	1380	1379	1345	1230	1283	1306	7923	50	47	47	44	45	43	276

中学校	生徒数				学級数			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
1 牛込第一	103	100	63	266	3	3	2	8
2 牛込第二	94	77	64	235	3	2	2	7
3 牛込第三	71	83	113	267	2	3	3	8
4 四谷	132	111	114	357	4	3	3	10
5 西早稲田	127	152	126	405	4	4	4	12
6 落合	99	79	78	256	3	2	2	7
7 落合第二	137	127	115	379	4	4	3	11
8 西新宿	53	68	57	178	2	2	2	6
9 新宿	68	65	59	192	2	2	2	6
10 西戸山	78	81	81	240	2	3	3	8
11 西戸山第二	15	15	55	85	1	1	2	4
中学校計	977	958	925	2860	30	29	28	87

平成20年度新入学 区立小学校の抽選について

1 抽選実施の判断について

(1) 今後の通学区域内の転入者等が入学しても、受け入れ可能数を確実に上回らないと考えられる児童数を過去数年間のデータから算出し、抽選基準を決定しました。

(2) 抽選基準を上回る選択があった学校について、抽選を実施します。

2 抽選対象校

以下の6校については、今後の入学予定者等の動向を踏まえた抽選基準を上回る希望があったため、抽選を実施することとなりました。

抽選対象者は区域外からの選択希望者です。その中でも、兄弟が通学している方を優先いたしますが、今回の選択結果では6校のうち5校が当選の人数枠が兄弟関係の人数枠を上回っているため、兄弟が通学している方は当選となり、入学できます。しかし、柏木小は当選枠が兄弟が通学している方の人数を下回っているため、一部の方のみの当選となります。

	選択結果(A)	受入可能数	抽選基準(B)	区域内選択者(C)	区域外選択者(D)	内、兄弟関係	当選(E)	補欠(F)
市谷小	139	120	115	81	58	11	34	24
余丁町小	84	80	77	54	30	5	23	7
四谷小	101	80	77	69	32	7	8	24
落合第三小	87	80	77	58	29	10	19	10
柏木小	91	80	77	74	17	6	3	14
					16組	6組	3組	13組

※柏木小は、人数的には上記の通りですが、区域外選択者に双子がいるので上記網掛け内のおりに読み替えます。

西戸山小	97	80	77	61	36	9	16	20
------	----	----	----	----	----	---	----	----

※区域内選択者＝選択結果－区域外選択者(C=A-D)

※当選＝抽選基準－区域内選択者(E=B-C)

※補欠＝区域外選択者－当選(F=D-E)

(1) 市谷小

兄弟が通学している方は、上記のとおり優先されますので11名全員入学できます。その他の方は、当選が23名と補欠1番から24番となります。

(2) 余丁町小

兄弟が通学している方は、上記のとおり優先されますので5名全員入学できます。その他の方は、当選が18名と補欠1番から7番となります。

(3) 四谷小

兄弟が通学している方は、上記のとおり優先されますので7名全員入学できます。その他の方は、当選者が1名と、補欠の1番から24番となります。

(4) 落合第三小

兄弟が通学している方は、上記のとおり優先されますので10名全員入学できます。その他の方は、当選が9名と補欠1番から10番となります。

(5) 柏木小

兄弟が通学している方は、抽選となり、6名のうち3名が当選となります。兄弟関係がある方の残り3名は、補欠1番から3番となります。その他の方の中のうち双子の方については2名で1組と付番しますので、補欠4番から13番となります。

(6) 西戸山小

兄弟が通学している方は、上記のとおり優先されますので9名全員入学できます。その他の方は、当選が7名と補欠1番から20番となります。

3 補欠の繰上げ等について

抽選後、各学校の入学予定者の転出、国私立への合格等の状況によっては、補欠の繰上げが行われる場合があります。

なお、補欠の繰上げは、平成20年1月31日(木)に決定し、補欠登録の有効期限も平成20年1月31日(木)までとさせていただきます。

平成19年度新入学 区立小学校の抽選について

1 抽選実施の判断について

(1) 今後の通学区域内の転入者等が入学しても、受け入れ可能数を確実に上回らないと考えられる児童数を過去数年間のデータから算出し、抽選基準を決定しました。

(2) 抽選基準を上回る選択があった学校について、抽選を実施します。

2 抽選対象校

以下の2校については、今後の入学予定者等の動向を踏まえた抽選基準を上回る希望があったため、抽選を実施することとなりました。

抽選対象者は区域外からの選択希望者です。その中でも、兄弟が通学している方を優先いたしますが、今回の選択結果では2校とも当選の人数枠が兄弟関係の人数枠を上回っているため、兄弟が通学している方は当選となり、入学できます。

	選択結果(A)	受入可能数	抽選基準(B)	区域内選択者(C)	区域外選択者(D)	内、兄弟関係	当選(E)	補欠(F)
四谷小	83	80	76	56	27	5	20	7
西戸山小	96	80	76	51	45	14	25	20

※区域内選択者＝選択結果－区域外選択者(C=A-D)

※当選＝抽選基準－区域内選択者(E=B-C)

※補欠＝区域外選択者－当選(F=D-E)

(1) 四谷小

兄弟が通学している方は、上記のとおり優先されますので5名全員入学できます。その他の方は、当選が15名と補欠1番から7番となります。

(2) 西戸山小

兄弟が通学している方は、上記のとおり優先されますので14名全員入学できます。その他の方は、当選が11名と補欠1番から20番となります。

3 補欠の繰上げ等について

抽選後、各学校の入学予定者の転出、国私立への合格等の状況によっては、補欠の繰上げが行われる場合があります。

なお、補欠の繰上げは、平成19年1月31日(水)に決定し、補欠登録の有効期限も平成19年1月31日(水)までとさせていただきます。

平成19年度 学校選択制度 小学校 補欠登録者の繰上げについて

19.1.31.

(1) 抽選対象校の繰上げ

	定員 A	受入上限数 B	1月31日現在 入学予定者数 C	補欠登録者数 D	繰上者数 E
四谷小	80	72	64	4	4
西戸山小	80	76	63	13	13

※受入上限数B \geq 入学予定者数C+繰上者数E

注釈

受入上限数: 過去5年間のデータから今後の転入者等による増減を推計し、卒業まで定員数を上回らないと判断した数

補欠登録者数: 10月11日に実施した抽選により補欠登録した者の内、辞退・転出者等を差し引いた数

(2) 繰上げ日程について

小学校 平成19年1月31日(水)

(3) 各校別の状況について

①四谷小学校

抽選時での補欠登録は6名。1月31日時点での補欠登録4名。入学予定者数が64名のため補欠登録者全員を繰上げても受入上限数を下回るため、4名全員繰上げ。

②西戸山小学校

抽選時での補欠登録は20名。1月31日時点での補欠登録13名。入学予定者数が63名のため補欠登録者全員を繰上げると受け入れ上限数と同数になるため、13名全員繰上げ。

(4) 補欠繰り上がり後の対応について

上限人数まで繰上げている四谷・西戸山小学校は、指定校変更の許可、第2次(転入・転居者)学校選択の受付は原則行なわない。

戸山小学校は、上限数に近い数にあるため、指定校変更・第2次(転入・転居者)学校選択は、転入者の動向により慎重に判断する。

担当

160-0088 新宿区歌舞伎町1-5-1

新宿区役所第一分庁舎4階

新宿区教育委員会事務局学校運営課学校運営支援係

青木 内線6162

平成18年度区立小学校の抽選について

1 抽選実施の判断について

(1) 今後の通学区域内の転入者等が入学しても、受け入れ可能数を確実に上回らないと考えられる児童数を過去数年間のデータから算出し、抽選基準を決定しました。

(2) 抽選基準を上回る選択があった学校について、抽選を実施します。

2 抽選対象校

以下の4校については、今後の入学予定者等の動向を踏まえた抽選基準を上回る希望があったため、抽選を実施することとなりました。対象は区域外からの選択希望者です。

抽選は、兄弟が通学している方を優先して抽選します。

	選択結果(A)	受入可能数	抽選基準(B)	区域内選択者(C)	区域外選択者(D)	内、兄弟関係	当選(E)	補欠(F)
市谷小	132	120	115	92	40	9	23	17
余丁町小	80	80	76	53	27	6	23	4
柏木小	103	80	77	77	26	5	0	26
西戸山小	109	80	76	65	44	7	11	33

※区域内選択者＝選択結果－区域外選択者(C=A-D)

※当選＝抽選基準－区域内選択者(E=B-C)

※補欠＝区域外選択者－当選(F=D-E)

(1) 市谷小

兄弟が通学している方は、優先されますので9名全員入学できます。その他の方は、当選が14名と補欠1番から17番となります。

(2) 余丁町小

兄弟が通学している方は、優先されますので6名全員入学できます。その他の方は、当選が17名と補欠1番から4番となります。

(3) 柏木小

通学区域内の児童だけで抽選基準と同数ですので、補欠順位を決定する抽選を実施します。兄弟が通学している方は、補欠1番から5番、その他の方が補欠6番から26番となります。

(4) 西戸山小

兄弟が通学している方は、優先されますので7名全員入学できます。その他の方は、当選が4名と補欠1番から33番となります。

3 補欠の繰上げ等について

抽選後、各学校の入学予定者の転出、国私立への合格等の状況によっては、補欠の繰上げが行われる場合があります。

なお、補欠の繰上げは、平成18年1月31日(火)に決定し、補欠登録の有効期限も平成18年1月31日(火)までとさせていただきます。

平成18年度 学校選択制度 小学校 補欠登録者の繰上げについて

18.1.31.

(1) 抽選対象校の繰上げ

	定員 A	受入上限数 B	1月31日現在 入学予定者数 C	補欠登録者数 D	繰上者数 E
市谷小	120	115	101	13	13
余丁町小	80	76	72	3	3
柏木小	80	77	70	20(兄弟5)	7
西戸山小	80	76	70	30	6

※受入上限数B ≥ 入学予定者数C + 繰上者数E

注釈

受入上限数: 過去5年間のデータから今後の転入者等による増減を推計し、卒業まで定員数を上回らないと判断した数

補欠登録者数: 10月12日に実施した抽選により補欠登録した者の内、辞退・転出者等を差し引いた数

①学校別新入学補欠登録状況 別紙1~4

(2) 繰上げ日程について

小学校 平成18年1月31日(火)

(3) 各校別の状況について

①市谷小学校

抽選時での補欠登録は17名。1月31日時点での補欠登録13名。入学予定者数が101名のため補欠登録者全員を繰上げても受入上限数を下回るため、13名全員繰上げ。

②余丁町小学校

抽選時での補欠登録は4名。1月31日時点での補欠登録3名。入学予定者数が72名のため補欠登録者全員を繰上げても受け入れ上限数を下回るため、3名全員繰上げ。

③柏木小学校

抽選時での補欠登録は兄弟関係5名を含む26名。1月31日時点での補欠登録兄弟関係5名を含む20名。入学予定者数が70名のため受入上限数までの7名繰上げ(兄弟関係5名及び補欠順位上位2名)。繰上がらなかった13名は指定校へ。

④西戸山小学校

抽選時での補欠登録は32名。1月31日時点での補欠登録30名。入学予定者数が70名のため受入上限数までの6名繰上げ。繰りあがらなかった24名は指定校へ。

(4) 補欠繰り上がり後の対応について

上限人数まで繰上げている柏木・西戸山小学校は、指定校変更の許可、第2次(転入・転居者)学校選択の受付は原則行なわない。

市谷・余丁町及び早稲田小学校は、上限数に近い数にあるため、指定校変更・第2次(転入・転居者)学校選択は、転入者の動向により慎重に判断する。

17年度新入学小学校

抽選についてのお知らせ

1 抽選実施の判断について

- (1) 今後の通学区域内の転入者等が入学しても、受け入れ可能数を確実に上回らないと考えられる児童数を過去数年間のデータから算出し、抽選基準を決定しました。
- (2) 抽選基準を上回る選択があった学校について、抽選を実施します。

※抽選基準は、「確実に上回らない見込み」の数字で設定しております。私立校への流出等が多くなれば、補欠の繰上げの可能性が高まることとなります。

2 抽選対象校

以下の3校については、今後の入学予定者等の動向を踏まえた抽選基準を上回る希望があったため、抽選を実施することとなりました。対象は区域外からの選択希望者です。抽選は、兄弟が通学している方を優先して抽選します。

	選択結果	受入可能数	抽選基準	区域内選択者	区域外選択者	内、兄弟関係	当選	補欠
市谷小	130	80	76	82	48	9	0	48
早稲田小	120	120	100	88	32	6	12	20
余丁町小	96	80	76	57	39	14	19	20

(1) 市谷小

通学区域内の児童だけで抽選基準を上回っていますので、補欠順位を決定する抽選を実施します。兄弟が通学している方は、補欠1番から9番、その他の方が補欠10番から48番となります。

(2) 早稲田小

抽選基準は113を想定しておりましたが、早稲田小の通学区域の方で市谷小・余丁町小を選択された方が16人います。その方は、当選にならずに、通学区域の早稲田小に入学となる可能性があることを考慮して、100となりました。

兄弟が通学している方は、優先されますので全員入学できます。その他の方は、当選が6名と補欠1番から20番となります。

(3) 余丁町小

兄弟が通学している方は、優先されますので全員入学できます。その他の方は、当選が5名と補欠1番から20番となります。

3 当選とならなかった方の取扱い

- (1) 補欠として登録することができます。私立への入学者の動向等を見て、平成17年1月31日を目処に補欠の繰上げの決定をし、ご連絡させていただきます。補欠の有効期限は平成17年1月31日までです。

補欠登録を辞退する場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

- (2) 繰り上げ当選がなかった場合は、通学区域の学校が入学する学校となります。

但し、抽選校を含めて、平成17年2月1日より指定校変更の申請ができます。2月中旬に予定している審査会で可否の決定をします。

問合せ先 新宿区教育委員会 学校運営課 学校運営支援係
Tel5273-3089

平成17年度新宿区立小学校学校選択制度による補欠の繰上げについて

学校名	受入可能数	受入上限数	1月25日現在 入学予定者数	補欠登録者数	繰上者数
市谷	80	76	74	41	2
早稲田	120	112	101	14	11
余丁町	80	76	76	15	0

注釈

受入上限数＝過去5年間のデータから今後の転入等による増減を推計し、卒業まで受入可能数を上回らないと判断した数

補欠登録者数＝10月12日に一斉補欠登録した者のうち、辞退、転出等の者を差し引いた数

平成19年度区立中学校学校選択に伴う抽選について

1 抽選実施の判断について

(1) 今後の通学区域内の転入者等が入学しても、受け入れ可能数を確実に上回らないと考えられる児童数を過去数年間のデータから算出し、抽選基準を決定しました。

(2) 抽選基準を上回る選択があった学校について、抽選を実施します。

2 抽選対象校

以下の2校については、今後の入学予定者等の動向を踏まえた抽選基準を上回る希望があったため、抽選を実施することとなりました。対象は区域外からの選択希望者です。

抽選対象者は区域外からの選択希望者です。その中でも、兄弟が通学している方を優先いたしますが、今回の選択結果では当選の人数枠が兄弟関係の人数枠を上回っているため、兄弟が通学している方は当選となり、入学できます。

	選択結果(A)	受入可能数	抽選基準(B)	区域内選択者(C)	区域外選択者(D)	内、兄弟関係	当選(E)	補欠(F)
西早稲田中	255	160	209	195	60	4	14	46
落合中	188	120	159	128	60	1	31	29

※区域内選択者＝選択結果－区域外選択者(C=A-D)

※当選＝抽選基準－区域内選択者(E=B-C)

※補欠＝区域外選択者－当選(F=D-E)

(1) 西早稲田中学校

兄弟が通学している方は、優先されますので4名入学できます。その他の方は、当選が10名と補欠1番から46番となります。

(2) 落合中学校

兄弟が通学している方は、優先されますので1名入学できます。その他の方は、当選が30名と補欠1番から29番となります。

3 補欠の繰上げ等について

抽選後、各学校の入学予定者の転出、国私立への合格等の状況によっては、補欠の繰上げが行われる場合があります。

なお、補欠の繰上げは、平成19年2月23日(金)を目途に決定し、補欠登録の有効期限も平成19年2月23日(金)までとさせていただきます。

平成19年度 学校選択制度 中学校 補欠登録者の繰上げについて

教育委員会学校運営課

19.2.23

(1) 抽選対象校の繰上げ

	定員 A	受入上限数 B	2月22日現在 入学予定者数 C	2月22日現在 補欠登録者数 D	繰上者数 E
落合	120	115	95	20	20
西早稲田	160	155	121	34	34

※受入上限数B \geq 入学予定者数C+繰上者数E

注釈

受入上限数:過去5年間のデータから今後の転入者等による増減を推計し、卒業まで定員数を上回らないと判断した数

補欠登録者数:11月14日に実施した抽選により補欠登録した者の内、辞退・転出者等を差し引いた数

(2) 繰上げ日程について

中学校 平成19年2月23日(金)

(3) 各校別の繰上について

① 落合中学校

抽選時には29名の補欠登録者の方がいたが、その後の転入により補欠1名が増えて計30名の補欠がいた。そのうち、国私立へ10名合格のため現在補欠登録者20名となっている。現在の入学予定者数は95名のため、補欠20名を繰上げると受入上限数と同数の115名となり、補欠20名全員を繰上げとする。

② 西早稲田中学校

抽選時には46名の補欠登録者の方がいたが、その後の転入により補欠1名が増えて計47名の補欠がいた。そのうち、国私立へ10名合格し、また、3名が取り下げのため現在補欠登録者34名となっている。現在の入学予定者数は121名のため、補欠34名を繰上げると受入上限数と同数の155名となり、補欠34名全員を繰上げとする。

(4) 補欠繰り上がり後の対応について

受入上限人数と同数で繰上げる落合中学校及び西早稲田中学校の指定校変更、第2次(転入・転居者)学校選択については、今後の国私立合格及び転出入の動向により慎重に判断しながら対応するものである。

平成18年度区立中学校の抽選について

1 抽選実施の判断について

(1) 今後の通学区域内の転入者等が入学しても、受け入れ可能数を確実に上回らないと考えられる生徒数を過去数年間のデータから算出し、抽選基準を決定しました。

(2) 抽選基準を上回る選択があった学校について、抽選を実施します。

2 抽選対象校

以下の2校については、今後の入学予定者等の動向を踏まえた抽選基準を上回る希望があったため、抽選を実施することとなりました。対象は区域外からの選択希望者です。

抽選は、兄弟が通学している方を優先して抽選します。

	選択結果(A)	受入可能数	抽選基準(B)	区域内選択者(C)	区域外選択者(D)	内、兄弟関係	当選(E)	補欠(F)
牛込第三中	185	120	161	143	42	8	18	24
西早稲田中	235	160	215	200	35	4	15	20

※区域内選択者＝選択結果－区域外選択者(C=A-D)

※当選＝抽選基準－区域内選択者(E=B-C)

※補欠＝区域外選択者－当選(F=D-E)

(1) 牛込第三中学校

兄弟が通学している方は、優先されますので8名全員入学できます。その他の方は、当選が10名と補欠1番から24番となります。

(2) 西早稲田中学校

兄弟が通学している方は、優先されますので4名全員入学できます。その他の方は、当選が11名と補欠1番から20番となります。

3 補欠の繰上げ等について

抽選後、各学校の入学予定者の転出、国私立への合格等の状況によっては、補欠の繰上げが行われる場合があります。

なお、補欠の繰上げは、平成18年2月28日(火)に決定し、補欠登録の有効期限も平成18年2月28日(火)までとさせていただきます。

新宿区役所教育委員会事務局学校運営課学校運営支援係
Tel.03-5273-3089

平成18年度 学校選択制度 中学校 補欠登録者の繰上げについて

18.3.6

(1) 抽選対象校の繰上げ

	定員 A	受入上限数 B	2月28日現在 入学予定者数 C	補欠登録者数 D	繰上者数 E
牛込第三	120	115	78	15	15
西早稲田	160	150	140	13	13

※受入上限数B \geq 入学予定者数C+繰上者数E

注釈

受入上限数: 過去5年間のデータから今後の転入者等による増減を推計し、卒業まで定員数を上回らないと判断した数

補欠登録者数: 11月16日に実施した抽選により補欠登録した者の内、辞退・転出者等を差し引いた数

①学校別新入学補欠登録状況 別紙1

(2) 繰上げ日程について

中学校 平成18年2月28日(火)

(3) 各校別の繰上について

①牛込第三中学校

抽選時にはそれぞれ23名の補欠待ちの方がいたが、6名取下げ、私立2名のため現在15名になっている。現在の入学予定者数は78名のため、補欠15名を繰上げても93名となり、受入上限数を下回り見込みである。よって、補欠15名全員を繰上とする。

②西早稲田中学校

抽選時にはそれぞれ20名の補欠待ちの方がいたが、7名私立進学等のため、13名になっている。現在の入学予定者数は140名のため、補欠13名を繰上げると153名となる。上記受入上限数を3名上回るものの、更なる他校進学者を予測されるため、補欠13名全員を繰上とする。

なお、学校選択の外に、指定校変更3件・区域外就学1件が申請済である。これらの取扱いについては、3月6日(月)の指定校変更審査会で決定いたします。それまでの転入者の状況もあわせ、学校長と情報を共有しながら慎重に判断いたします。

(4) 補欠繰り上がり後の対応について

受入上限人数を超えて繰上げている西早稲田中学校は、指定校変更の許可、第2次(転入・転居者)学校選択の受付は原則行なわない。

牛込第三中学校は、受入上限数に近い数にあるため、指定校変更・第2次(転入・転居者)学校選択は、転入者の動向により慎重に判断する。

17年度新入学 中学校

抽選についてのお知らせ

1 抽選実施の判断について

(1)今後の通学区域内の転入者等が入学しても、受け入れ可能数を確実に上回らないと考えられる生徒数を過去数年間のデータから算出し、抽選基準を決定しました。

(2)抽選基準を上回る選択があった学校について、抽選を実施します。

※抽選基準は、「確実に上回らない見込み」の数字で設定しております。私立校への流出等が多くなれば、補欠の繰上げの可能性が高まることになります。

2 抽選対象校

牛込第三中学校については、今後の入学予定者等の動向を踏まえた抽選基準を上回る希望があったため、抽選を実施することとなりました。対象は区域外からの選択希望者です。

抽選は、兄弟が通学している方を優先して抽選します。

	選択結果	受入可能数	抽選基準	区域内選択者	区域外選択者	内、兄弟関係	当選	補欠
牛込第三中	130	80	76	82	48	9	0	48

3 当選とならなかった方の取扱い

(1)補欠として登録することができます。私立への入学者の動向等を見て、平成17年1月31日を目処に補欠の繰上げの決定をし、ご連絡させていただきます。補欠の有効期限は平成17年1月31日までです。

補欠登録を辞退する場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

(2)繰り上げ当選がなかった場合は、通学区域の学校が入学する学校となります。

但し、抽選校を含めて、平成17年2月1日より指定校変更の申請ができます。2月中旬に予定している審査会で可否の決定をします。

問合せ先 新宿区教育委員会 学校運営課 学校運営支援係
Tel 5273-3089

平成17年2月24日

学校運営課

平成17年度新宿区立中学校学校選択制度による補欠の繰上げについて

学校名	受入可能数	受入上限数	2月23日現在 入学予定者数	補欠登録者数	繰上者数
牛込第三	120	116	97	26	19

注釈

受入上限数＝過去5年間のデータから今後の転入等による増減を推計し、卒業まで受入可能数を上回らないと判断した数

補欠登録者数＝11月17日に一斉補欠登録した者のうち、区私立入学、辞退、転出等の者を差し引いた数

障害者就労福祉センター(チャレンジワーク)薬王寺小規模作業室

福祉部障害者福祉課

1 事業の概要

「知的障害者通所授産施設準備室」として位置づけ、平成 18 年度に薬王寺保育園跡を活用し、事業を開始した。

その後制定された障害者自立支援法に基づく「障害者就労移行事業」を行う指定事業所として運営するまでの間、準備室として運営している。

2 作業室の状況

通所者 知的障害者を中心とした就労を希望する障害者 9 名(平成 18 年度)

企業就労に結びついた者 1 名(平成 18 年度実績)

企業実習を継続している者 2 名(平成 19 年度継続中)

作業内容 企業実習

就労訓練(リサイクル活動センターでの販売、接客訓練、I T 訓練他)

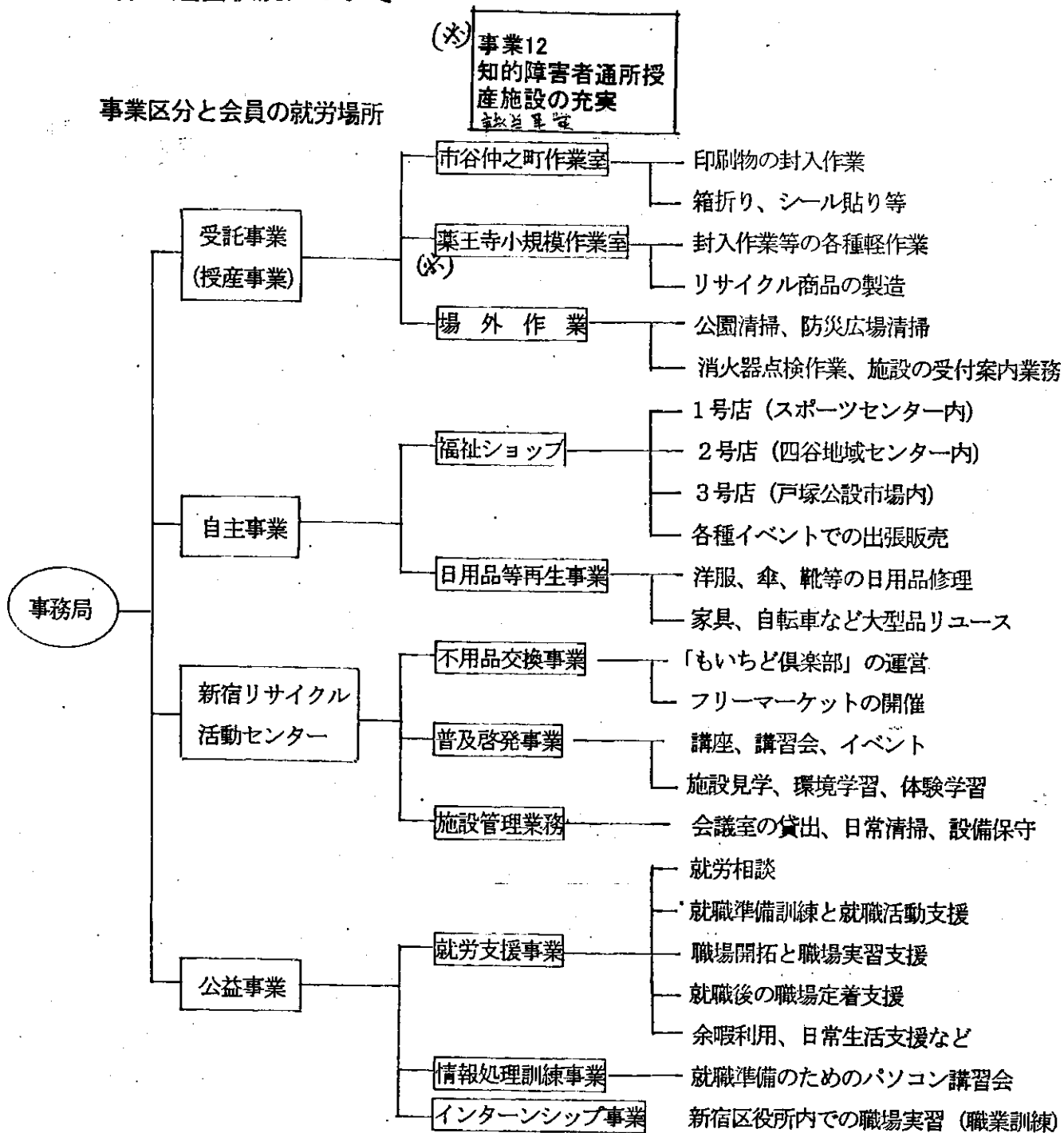
生活支援(規則的な生活の維持、服装、言葉遣い等の指導他)

授産活動(自転車リサイクル、箱折や袋詰め等の軽作業)

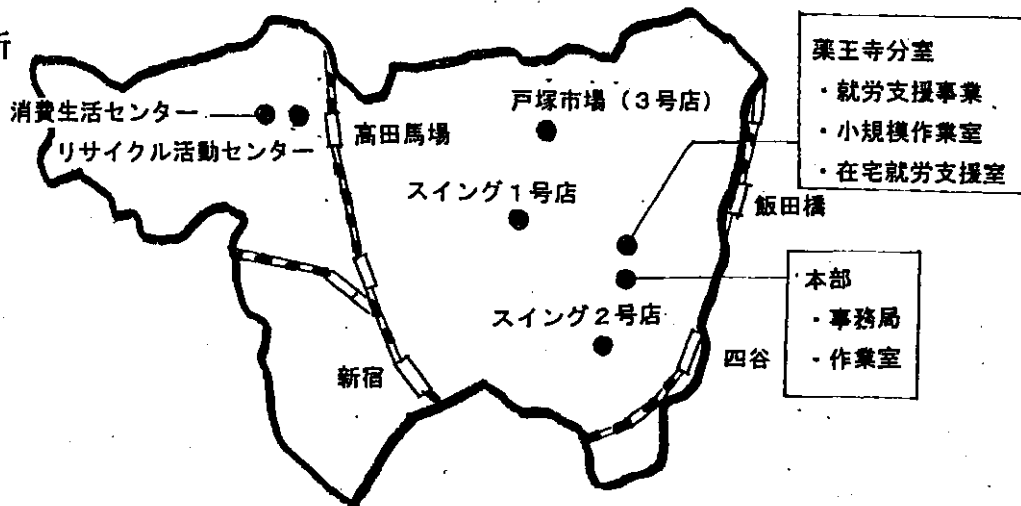
支援者 常勤の職員 2 名とアルバイト職員 1 名

全体の運営状況について

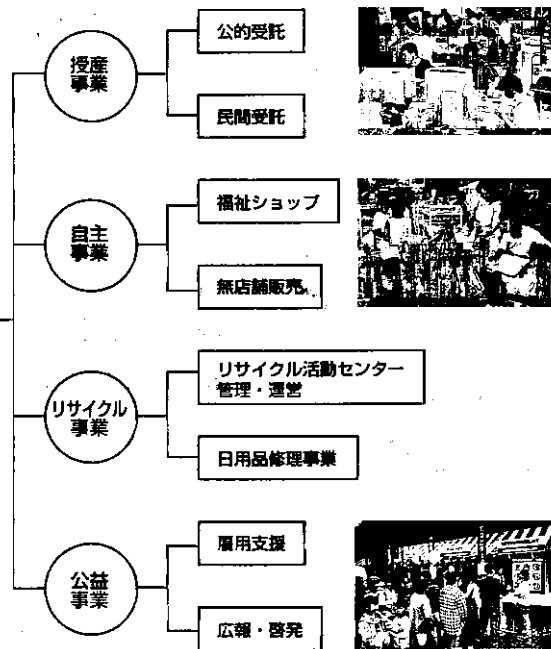
事業区分と会員の就労場所



◎主な事業場所



チャレンジワークの事業



リサイクル関連事業



もいちど倶楽部

チャレンジワークでは、会員の高い就労意欲と技能を生かすことで区民生活に貢献できる仕事として新宿リサイクル活動センターの管理運営を中心にリサイクル関連事業に取り組んでいます。

- ・リサイクルショップ「もいちど倶楽部」の運営
- ・家具、家電等の大型商品の目録展示
- ・環境、リサイクル関係の図書、ビデオの貸出
- ・リサイクル団体への会費の貸出 (以上は新宿区からの委託事業)
- ・洋服、靴、傘、刃物など日用品修理
- ・放置により撤去処分となった自転車の修理、再生
- ・再生品や福祉商品を展示販売する「エコショップ」の運営 (以上は自主運営による独自事業)



チャレンジワークは会員制です。

- 正会員 個人会員…新宿区内に在住する概ね15歳以上の障害者で就労を希望する人 (年会費600円)
- 団体会員…新宿区内の障害者団体又は作業所等で就労を希望する団体 (年会費1200円)
- 協力会員 労力の提供によって協力していただける個人及び団体設備等の提供によって協力していただける団体及び個人
- 賛助会員 財政的援助によって協力していただける団体及び個人

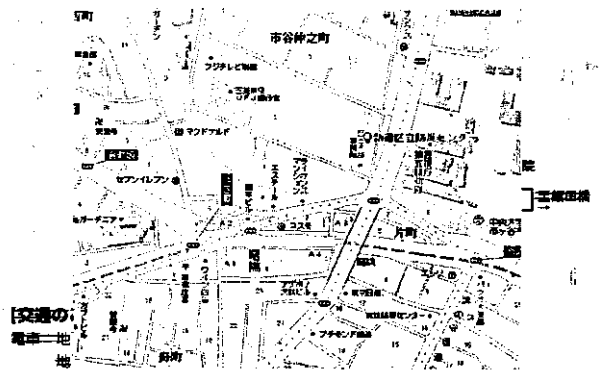


- 入会前に事務局で面接を行い、就労に関するご希望をお聞きします。
- 会員登録後、直ちにご希望の仕事を紹介できない場合がありますのでご了承ください。
- 配分金は当月分の就労に対して翌月15日に銀行振込でお支払いします。

【団体概要】

団体名: 新宿区障害者就労福祉センター (愛称: チャレンジワーク)
 設立: 1994年(平成6年)7月1日
 設立目的: 障害者の就労及び就労を通じた社会参加の場を提供するために、新宿区が設置主体となり関係機関・団体の協力を得て設立。

代表: 理事長 水木 秀人 (新宿区助産師)
 常務理事 矢沢 正吾 (事務局長)
 所在地: 新宿区市谷仲之町2-42 新宿区立防災センター3F
 TEL: (3341) 9400 (FAX兼用)
 東京シティ信用金庫 神楽坂支店



●お問い合わせ・お申し込み●



チャレンジワーク

新宿区障害者就労福祉センター

〒162-0064 新宿区立防災センター3F
 新宿区市谷仲之町2-42
 TEL: (3341) 9400 (FAX兼用)

仕事に挑戦!



チャレンジワークのシンボルマークです。

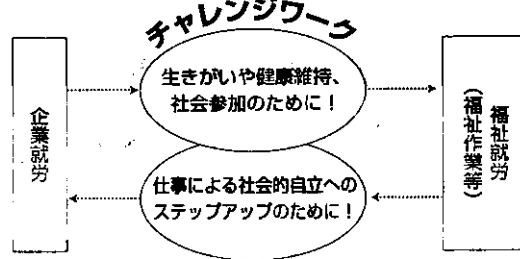
チャレンジワーク

新宿区障害者就労福祉センター

仕事を応援!

チャレンジワークとは

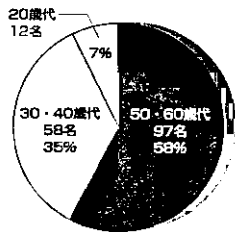
身体障害、知的障害、精神障害などの障害により企業に就職するチャンスが少ない人々に対して障害程度や職業適性に応じた多様な就労の機会を提供することを目的に新宿区が設立した団体です。“チャレンジワーク”という愛称には、障害者（会員）が自立をめざして積極的に“仕事に挑戦”しよう、という願いが込められています。



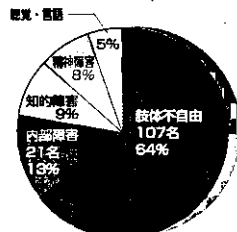
チャレンジワークの特長

1. 知的障害、精神障害、身体障害の3障害全ての方々会員となって利用しています。
2. 多くの中高年の中途障害者が、生きがいや健康維持を目的に利用しています。
3. 障害の程度や職業適性に応じた多様な受注職種を拡大を進めるとともに福祉作業所等他の施設との協力関係を大切にしています。（受注センター機能）
4. 企業への就職が困難な知的障害者や精神障害者の方には、就職準備及び職場定着へ向けた支援をします。（雇用支援センター機能）

会員の年齢構成



会員の障害者種別



※個人登録会員167名、団体登録20団体（平成13年度）

障害の程度や仕事の適性に応じて様々な仕事にチャレンジしています。

民間企業や団体から受注する仕事

- DM、商品などの封入・発送
- 宛名書き（ペン・毛筆）
- 袋詰めやシール貼り
- パソコンの入力作業、スキャナ作業
- パンフレット、ポスターのデザイン及び印刷
- 製品組立など

公的機関から受注する仕事

- 区立の公園清掃
- 福祉施設の受付案内
- 文書の封入・発送
- 街頭設置の消火器点検
- ポスター、報告書等の印刷
- 防災広場の清掃

自らが運営に携わる自主運営事業

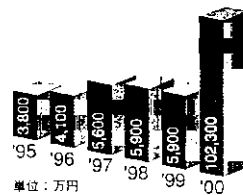
- 福祉ショップ「スイング」
- 洋服、傘、靴、刃物などの日用品修理事業
- 自転車リサイクル事業
- 各種イベントに参加して無店舗販売事業
- 記念品、粗品などの自主製品の開発・販売

福祉から企業へ、企業から福祉へ

- 知的障害者のための就職準備フェア
- 精神障害者のジョブガイダンス事業
- 養護学校生徒の作業体験、実習
- 企業からの離職者に対する就労機会の提供
- 福祉就労から企業就労に進みたい方への就労相談と就職支援
- ジョブコーチの派遣による職場定着への支援
- 就労支援に関する調査・研究事業



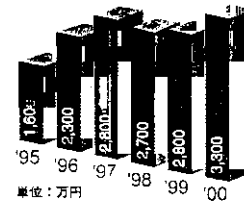
◎事業収入（売上高）の推移



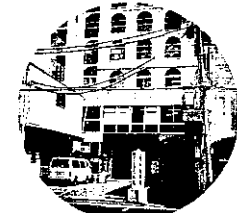
※'00年度より新宿リサイクル活動センターの管理運営を受託。



◎配分金（作業工賃）の推移



※就労者全体に対する1年間の支給総額です。



●事務局と草薙町作業室のある大崎ビル

◎会員（障害者）の就労状況

就労場所別に見た1日平均就労者数

- ・草薙町作業室：30名
- ・高田馬場作業室：6名
- ・公園等の場外作業：8名
- ・福祉ショップ：6名
- ・リサイクルセンター：8名

こんな相談を受付けています...

☆仕事したい

☆仕事が見つからない

☆仕事をしているが困ったことがある

☆就職したいけれど自信がない

☆自分に合った働き方がわからない

☆仕事が長続きしない

★働いている人の生活全般の相談も

受付けます

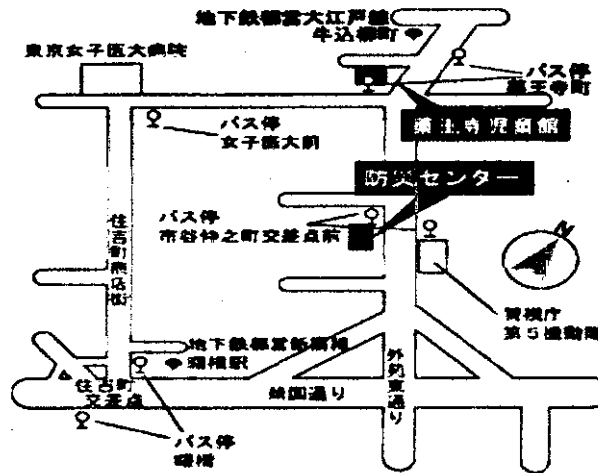
住まい、お金の管理の方法、健康面での不安、

休みの日の過ごし方 e t c.

チャレンジワークとは

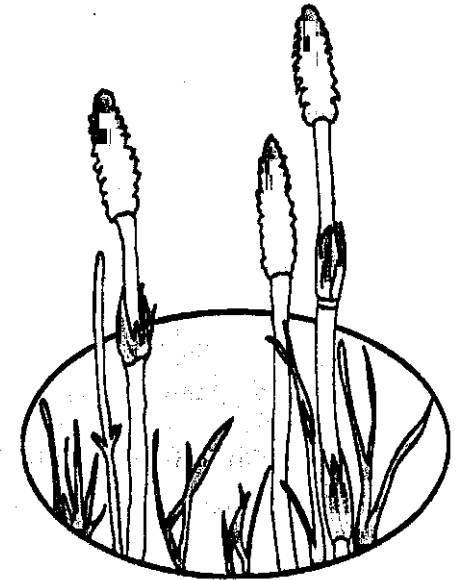
身体障害、知的障害、精神障害などの障害により企業に就職するチャンスが少ない人たちに対して障害程度や職業適性に応じた多様な就労の機会を提供することを目的に新宿区が設立した団体です。“チャレンジワーク”という愛称には、障害者が自立をめざして積極的に仕事に挑戦しようという願いが込められています。

交通案内



〒162-0063 新宿区市谷薬王寺町51
 新宿区立薬王寺児童館1階
 新宿区障害者就労福祉センター
 (チャレンジワーク)

就労相談のご案内



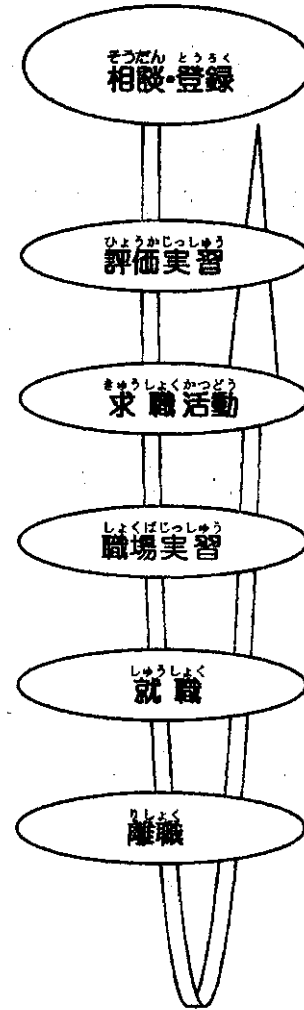
新宿区障害者就労福祉センター
 チャレンジワーク

しゅうろうしえんじぎょう
就労支援事業とは？

しんじゅくく しやうがいしや いっぱんしゅうしやく そくしん
新宿区が、障害者の一般就職を促進するため

いたく じぎょう
に、チャレンジワークに委託した事業です。

しゅうしやく
就職のサイクル



ないよう
サービスの内容

しえん ていきよう うえ ひつよう じようほう かくにん
支援を提供する上で必要な情報を確認します。

ないじっしやう なつどう
チャレンジワーク内実習、リサイクル活動センター実習
しんじゅくくやくしよしんじやう
新宿区役所実習
じっしやう はたら かつ かだい いっしょ かんが
実習をとおして働き方や課題について一緒に考えます。

どうこう きやうしやくとうろく しやくざうじやうどうはんてい
ハローワーク同行、求職登録、職業重度判定
めんせつ れんしやう りれましょづくり
面接の練習、履歴書作り

つうきん てつだい いっしょ はたら
ジョブコーチが通勤のお手伝いをするほか、一緒に働き
ごほんにん しよくば か はし
ご本人と職場の架け橋になります。

ほんにん かぞく じぎょうしよ そうだん うけつ
ご本人、ご家族、事業所からの相談を受付けます。
ていききてき しよくば ほうもん
定期的に職場を訪問します。
せいかつぜんぱん かん おこな
生活全般に関するアドバイスを行います。

りしよくご せいかつせつけい そうだん
離職後の生活設計の相談
さいしゅうしよく そうだん
再就職の相談
ふくししゅうろう いこう しえん
福祉就労への移行支援

りよう かつ
利用できる方

しんじゅくくない す しやうがい も かつ
新宿区内に住む障害をお持ちの方

りよう ほうほう
利用方法

じぜん ややく でんわ
事前に予約の電話をしてください

03-3358-9412

げつとうび きんようび しゅくじつ のぞ
月曜日～金曜日 (9:00～17:30) 祝日を除く

ほんにん かぞく そうだん あと ひつよう おう りようしや
ご本人・ご家族との相談の後、必要に応じて利用者

とうろく ねが
登録をお願いしています。

りよう りよう
利用料

むりよう こうつうひ ひつようけいひ じこふたん
無料。交通費など必要経費は自己負担

路上喫煙に関する事業規模等(18年度)の比較

	新宿区	千代田区
対象区域	区全域	区の6割の区域
監視体制 摘発体制	パトロール委託 5500万円 1日6.5時間、24名/日 (早番遅番各12名、土日を除く)	非常勤職員16名雇用 5800万円(福利厚生分含む。) 係長級、管理職職員300人 3ヶ月に1回のローテーション(3時間/回) 土日は管理職対応 夜間は非常勤職員対応
周知啓発	キャンペーン委託 1000万円 (19年度、路面表示物700枚等で、4000万円)	キャンペーンカー等 1200万円 (ちらし、ティッシュ作成含む) (17年度は、路面表示物等で、プラス7000万円)
実施効果 効果測定	喫煙率調査 200万円 区内主要駅周辺の朝の通勤 時間帯を調査58所(年4回) 4.13%(17年6月) 1.17%(19年2月)	過料処分件数(18年度) 10,799件 うち85%を収納 1800万円 処分件数は、増えているが、指定地域を 区の3割から6割に拡大し、非常勤職員 を、当初の10名から16名に増員してい る。 捨てられた吸殻の本数調査 週1回、秋葉原駅周辺の路上に捨てられ た吸殻の本数を調査しているが、結果は 激減している。(995本 10本以下)

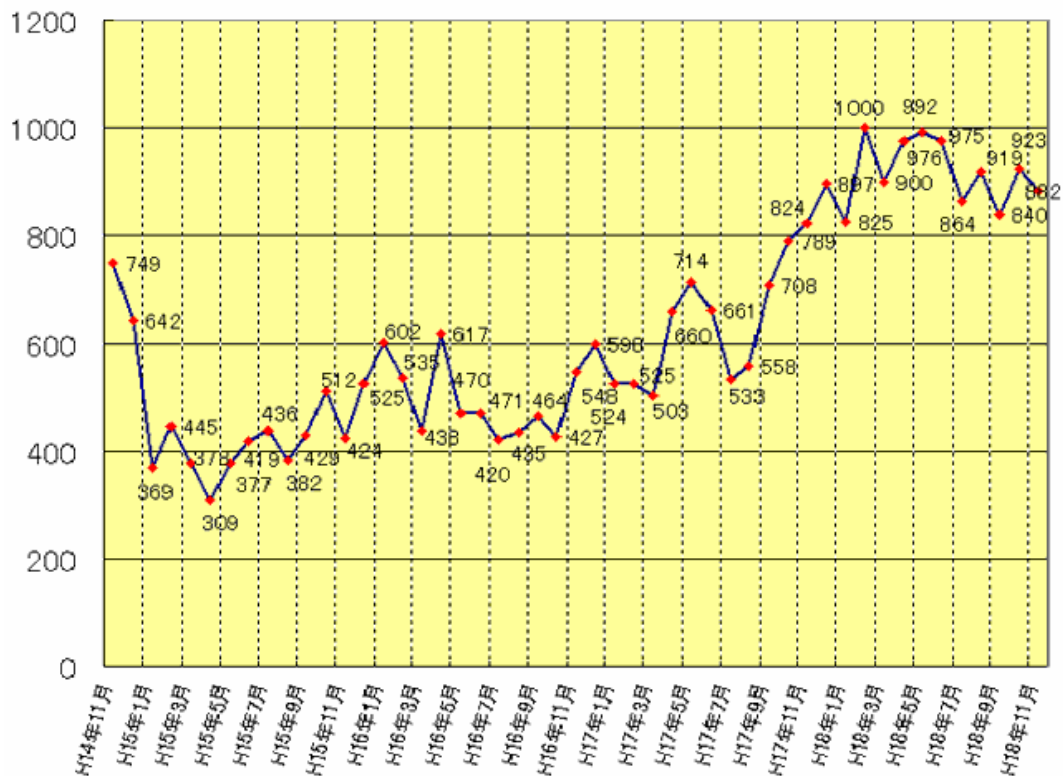
過料処分件数 35,334 件(内現場での徴収 26,963 件) 平成 19 年 5 月末日現在

過料適用を開始(平成 14 年 11 月)～平成 19 年 5 月末

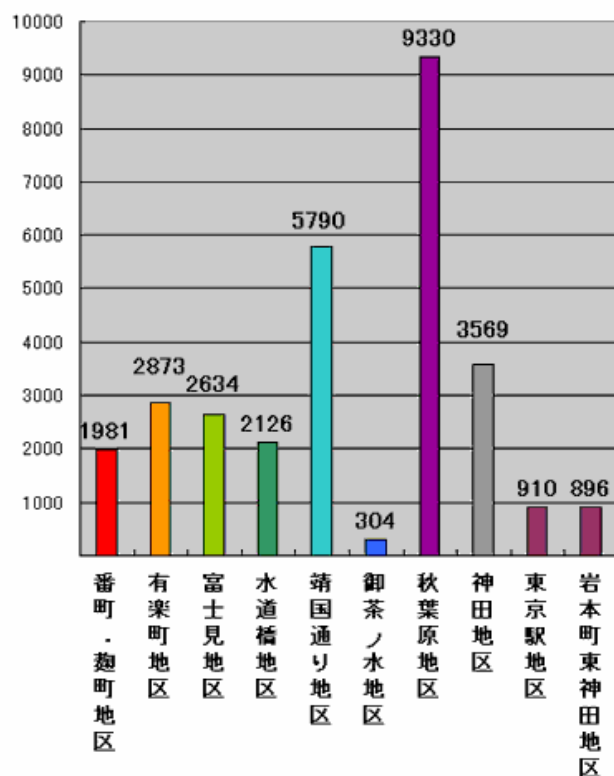
東京駅地区は H15.10 から過料適用

岩本町東神田地区は H16.10 から過料適用

月別件数

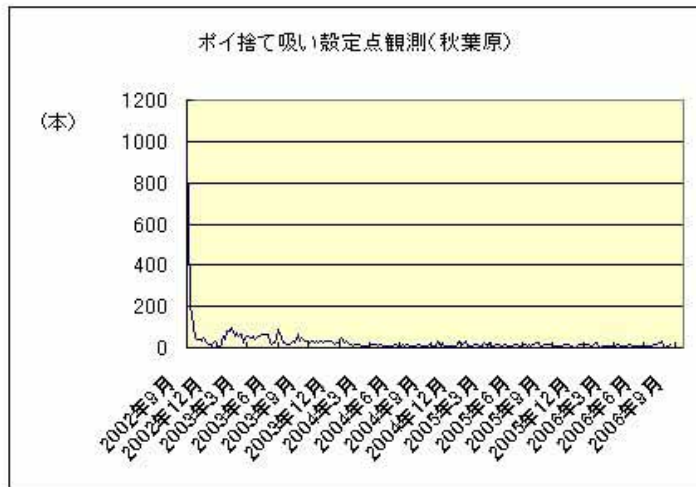


地区別件数





秋葉原定点観測 吸い殻のポイ捨て状況を調査



条例施行前



条例施行後 (平成16年3月撮影)

